

令和5年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(6月12日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
南 有隆君	6
喜山康三君	21
大田英勝君	35
議案第29号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第30号 与論町税条例の一部を改正する条例	38
議案第31号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	40
議案第32号 与論町敬老年金支給条例の一部を改正する条例	41
議案第33号 令和5年度与論町一般会計補正予算(第2号)	44
議案第34号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	51
議案第35号 令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)	52
議案第36号 茶花墓地の指定管理者の指定について	53
議案第37号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について	58
同意第3号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(町島実和)	60
同意第4号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(山本池富)	60
同意第5号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(遠山和歌子)	60
同意第6号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(保喜久男)	60
同意第7号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(長尾さとみ)	60
同意第8号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(牧房男)	60
同意第9号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(竹村繁範)	60
同意第10号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(白尾憲雄)	60
同意第11号 与論町農業委員会委員の任命の同意について(山下みどり)	60
散 会	65

第2日（6月16日）

議案第38号	与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	71
議案第39号	令和5年度与論町一般会計補正予算（第3号）	76
議案第40号	令和5年度与論クリーンセンター美ら島焼却炉及び機械設備修 繕工事契約の締結について	81
陳情第5号	与論島国立公園の開発に反対する陳情書について（環境経済建 設常任委員長報告）	88
陳情第6号	義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年 度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常 任委員長報告）	90
発議第1号	義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年 度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人 提出）	91
所管事務調査報告	（総務厚生文教常任委員長）	93
閉会中の継続審査・調査について		97
高田豊繁君の議員の辞職について		98
閉会		98

令和5年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6 月 12 日	月	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議) 常任委員会 特別委員会
6 月 13 日	火	
6 月 14 日	水	常任委員会
6 月 15 日	木	予備日(議事整理日)
6 月 16 日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 5 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 5 年 6 月 1 2 日

令和５年第２回与論町議会定例会会議録
令和５年６月１２日（月曜日）午前８時５８分開会

1 議事日程（第１号）

開会の宣告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 諸般の報告

第４ 一般質問

第５ 議案第２９号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第６ 議案第３０号 与論町税条例の一部を改正する条例

第７ 議案第３１号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第８ 議案第３２号 与論町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

第９ 議案第３３号 令和５年度与論町一般会計補正予算（第２号）

第１０ 議案第３４号 令和５年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第１１ 議案第３５号 令和５年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）

第１２ 議案第３６号 茶花墓地の指定管理者の指定について

第１３ 議案第３７号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

第１４ 同意第３号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（町島実和）

第１５ 同意第４号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（山本池富）

第１６ 同意第５号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（遠山和歌子）

第１７ 同意第６号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（保喜久男）

第１８ 同意第７号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（長尾さとみ）

第１９ 同意第８号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（牧房男）

第２０ 同意第９号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（竹村繁範）

第２１ 同意第１０号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（白尾憲雄）

第２２ 同意第１１号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（山下みどり）

2 出席議員（１０人）

１番 南 有 隆 君

２番 原 栄 徳 君

３番 林 敏 治 君

４番 林 隆 壽 君

５番 喜 山 康 三 君

６番 福 地 元一郎 君

７番 大 田 英 勝 君

８番 野 口 靖 夫 君

９番 沖 野 一 雄 君

１０番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長 竹 村 栄 作 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 吉 田 朋 子 君
茶花こども園長 富 千加代 君	児童発達支援センター所長 阿 野 齊 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健司郎 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-----------------	---------------

開会 午前8時58分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから令和5年第2回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林隆壽君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月12日から6月16日までの5日間
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月16日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局
長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。

町長から令和4年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書、与論辺地総合整備計
画の策定に係る専決処分の報告についての提出があり、また、町監査委員から令和
5年4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納
検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読くださ
い。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。下の
表を確認ください。

また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議

会だより第147号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） よろしく願いいたします。

一般質問をする前に、今期をもって勇退される山町長に一言申し上げたいと思います。私は議員になりまして3年です。その間、3年間の付き合いしかございませんでしたが、2期8年、与論町のために頑張っていただきありがとうございます。私が覚えていることは、この一般質問の後に、いろいろ観光の話をした後に、山町長から「君、おもしろい発想を持っているね。それを持って頑張ってくれ。」という言葉いただきました。その言葉をずっと覚えておきながら、今まで精進してまいりました。これからも山町長に御指導、御鞭撻をいただきながら、また議会や行政とかに頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

1 コロナ後の経済・観光対策について

- (1) コロナ感染症収束後を見据えた島の経済発展のためには「稼ぐ力」の向上が必要になると思うが与論町では、どのような取り組みをしていくのか伺います。
- (2) コロナ感染症が第5類感染症になり、GWから沢山の観光客が来島してきている。観光を生かし、その魅力を島内の経済活性化にどのように結びつけていくのか伺います。

2 GIGAスクール構想による教育現場の現状について

- (1) GIGAスクール構想が授業に取り入れられてからタブレットやインターネットなどICT教育に触れる機会が増えている。その中で問題点や期待できることなど浮かび上がった課題について伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

まず、質問に答える前に、本当に８年間ありがとうございました。議会の皆様、そして町民の皆様には大変御指導いただきながら、何とか努めてまいりました。そして職員の協力を得て、何とか８年間過ごすことができたことを大変嬉しく思っています。ありがとうございます。これからはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問にお答へいたします。

まず最初に、稼ぐ力の向上の取り組みについてです。

コロナ禍を経て商工観光に係る嗜好や傾向は大きく変化しており、稼ぐ力をつけるには、従来のような勘と経験のみに頼るだけではなく、データに基づいた現状把握と経営戦略が求められています。その一環として観光分野においては、昨年度より宿泊施設のオンラインチェックインシステムを導入し、普及を図っています。これにより、リアルタイムに島全体の来訪者の動向や客層などのデータが収集・分析でき、他のシステム等と併用することによる来訪者予想等も可能になることから、効果的なマーケティング戦略や投資ができるようになると考えています。今後は、地域内での飲食・小売・体験等の消費行動や回遊行動が効率的に把握できるシステム等の導入も検討しながら、効率的なデータ収集とそれに基づく施策が展開できる体制を検討・整備してまいりたいと考えています。

また、来訪者のみなさまが満足して島内でより多くの消費をしていただくことも重要です。各種事業等を活用しながら観光関連施設やサービスの高付加価値化を進めるとともに、サービスに見合った価格の適正化についても、観光協会や商工会等と連携しながら推進してまいりたいと考えています。

また、地域課題の解決や新たな稼ぐ力の原動力となる、創業人材の確保・育成が重要となってまいります。現在、創業機運の醸成支援や人材育成のためのイノベーション講座、商工会による創業支援塾などの施策を関係機関等と連携して実施していますが、創業の機運醸成から創業当初の伴走支援までをワンストップで支援する組織の設立も見据えながら、支援体制の強化について検討を行ってまいります。

農水産業をめぐるのは、人口減少や高齢化の進行に伴う担い手の減少や労働力不足に加え、燃油・資材価格や配合飼料価格の高騰などさまざまな課題に直面しています。そのような中、これまでも稼ぐ力をつけるための生産基盤の強化に力を入れてきており、国や県の事業を活用し、営農ハウス施設整備や農業機械の導入、製氷施設や輸送コンテナ整備等による基盤強化を実施してきたところです。今後も生産体制の基盤強化を実施していくとともに、コロナ禍収束後に向けた島の経済発展のためには、加工・販売体制の強化が必要と感じています。島内製品の付加価値の向上を図るとともに、島内製品が地域内外において高付加価値流通することで、地域経済の循環につながるような仕組みづくりが重要であると考えています。

次に、ゴールデンウィーク後の観光客の来島に対して、どのように島の活性化を図っていくかということです。

感染症の分類が引き下げられたことにより、旅行ニーズは高まり、本町にも多くの観光客が訪れ宿泊施設の混雑も発生しています。

観光は、他産業を含めて地域に大きな経済波及効果をもたらすことが可能な産業です。来島者数を増やすとともに、観光客の皆様が満足して島内でより多く消費していただいたり、長期間滞在していただくこと等により、観光業だけでなく他産業や地域住民にも直接的・間接的に経済波及効果を高めていくことが重要です。

観光のメインコンテンツであるマリナクティビティだけではなく、新たな魅力として造成してきた星空観察やトレイル、歴史、文化、産業、島人との交流などを生かした新たな体験プログラムやガイドツアーの充実を図るとともに、映像等を活用したSNS広告の強化、観光協会のツアー販売サイトやホームページの充実、割引クーポンの発行、マリナ事業者等との連携強化等により、新たな体験プログラムへの誘導策を強化してまいります。

また、観光の大きな魅力の1つは「食」であり、島の食材や島でしか味わえない地元グルメを体験したいというニーズが高いものの、十分に応えきれていないという現状があります。

これまでに開発したメニュー活用や原材料の安定供給体制の確立とあわせて、観光・飲食産業における地産地消の推進や特産品の開発・販売促進に重点的に取り組むとともに、観光協会のネット販売の充実や島外でも与論島の食が楽しめる協賛店の拡大等により、旅行後も与論島の魅力を満喫していただける体制を整備してまいります。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、GIGAスクール構想による教育現場の現状についてお答えいたします。

国が進めるGIGAスクール構想に基づき、本町においても各学校のWi-Fi環境等を整備し、令和3年度の夏に町内の小・中学生全員に対して、学習用のタブレットPCを配布したところです。それから約2年が経過した今、児童生徒及び教員は、個人用のタブレットPCを授業内外で積極的に活用しながら、個別最適な学びや協働的な学びを進めています。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期には、自宅待機をする児童生徒のために、その児童生徒の端末と教室の端末とをオンラインでつないで、遠隔授業を実施した取り組みもありました。このように、本町のGIGAスクール構想は、教室での学び方の変革という側面だけでなく、教室にいない子供たちの学習権の保障という点においても、成果が見られていると感

じています。

その一方で、タブレットP Cの導入当初にはいくつかの懸念もありました。例えば、児童生徒を指導する教員がI C T機器操作に堪能であるかどうかによって、積極的に端末を活用する学級とそうでない学級が生まれるのではないかとといった不安です。実際、導入年度はそういった学級差が顕著でしたが、業者や教育委員会による研修の機会を設けたり、先生方が校種を越えて操作方法を学び合う場が自主的に生まれたりしたことにより、現在、学級差はかなり解消されつつあります。

その他の懸念として、児童生徒がタブレットP Cを家庭に持ち帰った際、その家庭にW i - F i 環境があるかないかによって家庭学習に端末を活用できる子供と、活用したくてもできない子供が出てくる恐れがあるという問題もありました。教育委員会は、このことを解決するために、今月、全ての児童生徒のタブレットP Cに、オフライン環境でも使用可能なA Iドリル教材をインストールする予定です。そうすることにより、W i - F i 環境の有無にかかわらず、どの児童生徒も、タブレットP Cを活用した個別最適な家庭学習に取り組むことができるようになります。

このように、教育委員会は、今後もG I G Aスクール構想を力強く推進し、その教育的成果を明らかにしていく一方で、その道のりで生じる課題を具体的かつ計画的に対応していきます。情報化社会が一層進展する中、各学校でI C T機器の活用が積極的になされることは大変望ましいことであるという前提に立ちつつも、視力低下や生活リズムの乱れ等の健康面に問題は生じていないか、A Iチャットサービス等の新しい技術が児童生徒の生活にどのような影響を及ぼすかなど、これからもアンテナを高くし、家庭と連携しながら、I C T機器が適切に活用されるよう各学校に指導や助言をしてまいります。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、追って質問させていただきます。それでは、町長にお伺いしたいと思います。現在の与論町の経済状況というのは、町長の目から見てどのようにあるのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本町の経済ですが、観光を中心にしながらコロナの影響を受けて、相当低下しているのではないかなと思っています。肉用牛の生産につきましても、相当値段が下がったと聞いています。今後またみんなで協力し合って復活していければ、コロナ対策をしながら復活できればと考えています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） ありがとうございます。そうですね、やはり経済というのは一

番消費者、使う人の懐にいくら入るかということです。そしてそれを使っていかに循環させるかということが、経済が発展するということだと思っています。鹿児島県が考える稼ぐ力というのは、定義がございまして、「本県は魅力ある地域資源を生かした、地域の経済的な価値を高め、県民の所得を向上させる力」と言っています。しかしながら、やはりテレビ・新聞、ネット等のニュースを見ると、本当に景気のいい話は全くございません。エネルギー高騰によるガソリン高、食品の高騰、物価高、それに加え人手不足、後継者不足、もう本当にいい話は出てきません。しかも与論は内地、都会から遅れて悪影響というのは来ます。いい影響もすぐには来ません、遅れてから来ます。そうなりますと、その間に一体どのように対応すればいいのか、そういうことを考えますと、やはり小さい島でいかに外貨を稼いで回すかということになってきていると思います。その中でもやはりみんな頑張っているのですが、私が見る限り、いろいろなところ、島中回って見てはいるのですが、やはり閉店しているお店とか、休業若しくは営業時間が短縮している会社などが増えてきています。それに加えて電気代とかがステルス増税と言われている、見えないところからちょっとずつ税金が上がってきている、そういうようなことがみんなの生活を圧迫してきています。そのためには、本当に節約だけではどうしてもやっていけないので、県なり町なりの補助というのがやはり必要となってくると思います。そのためには、町が稼いでそのお金を町民に回すと、そういったことも大事だと思ってきています。では、副町長、目が合ったのでお聞きしたいと思います。与論町において、節約以外にどういったことをしたら稼ぐ力が向上すると思いますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。やはり与論を支えている経済のもとというのは、一次産業であり、また観光産業であることには変わりないと思っています。昭和40年半ばぐらいから、与論の観光というのが急激に伸びてきたわけなのですが、当時の与論の民宿あるいはホテルのトータルをいたしますと、100軒少し登録をされています。ホテルが9軒ほど、民宿が90軒余り。そのときの町内のキャパ人数を概算で計算いたしますと、3,500人ぐらいを収容する力があつたのではないかと考えています。ところが、昨年のデータで見ますとホテルが3軒、民宿が29軒、合計32軒で、そのキャパ数を計算していきますと、約1,000人ぐらいのキャパしか今ないというのが現状です。当時の昭和五十四、五年ぐらいに、与論町の観光客は15万人ほどを超えたということもありますが、そのときの経済をざっと計算しますと、45億円ぐらいあつたのではないかと計算をいたします。宿泊×15万人を計算しますと、大体45億円ぐらいで、大半が関西や関

東からのチャーター便によるツアー客でしたので、最低でも次の便が来るまで、要するに3泊ぐらいの計算をしてございます。それぞれ計算をしますと大体45億円ぐらい。ところが現在のこの人数のキャパ数で計算しますと、そんなに変わらないと。結局30年、40年経っても観光による経済というのは、50億円ぐらいで推移しているのではないかと考えています。物価指数から計算をいたしますと、大体3分の1ぐらいではないかと考えます。私が学生時代に鹿児島にいたときには、船代が2,910円でした。現在1万2000円ぐらいですので、考えていくとやはり3倍から4倍で、計算していくと45億円を3ないし4で割ると、やはり当時からすると今は3分の1以下に経済は落ち込んでいるのではないかと考えていますので、その辺をもう一度考え直して、与論の観光というのを最大キャパ数はどのぐらい、あるいは経済の立て直しという面から考えていかないと、現在の数ではどうしても太刀打ちできないというのが現状だと思いますので、今後所管課とも検討しながらまた進めてまいりたい。なお、農政につきましては、いろいろな手立てを今所管課の方で、あるいはJAさん、あるいは製糖会社さんがされていますが、まだこれといった手立てがやはり見つからないというのが、この奄美群島全体のまた一次産業の施策ではないかなと思っていますので、是非その辺にも力を入れて、経済の立て直しこそが、やはりこの島に、子供たちに自信を持って帰って来いと言えるようなことになるのではないかと考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。私も小学生時代、本当に15万人の人が来ているという時代に生まれた人間ですが、そのときの思い出としては、自分で海に潜って貝を採ってきて、ヤコウガイとかサザエ、あと小さい貝もそうですけど、採ってきて中身は自分で食べて、それを漂白剤で臭いを取って、貝で売ると。そうすることによって1個100円とか50円で売れました。大きな貝はサンダーで削って盃をつくって、それを1個1万円とか、そういうのをつくっている時代です。私もそれを見習って、小さい貝を採ってきてドリルで穴を開け、テグスで輪っかをつくってネックレスみたいなものをつくって、それを売っていました。1個500円とかで本当に売れました。原材料はタダです。今考えると、それが本当に自分にある稼ぐ力だったのではないかなと思っています。本当にそこにある資源を使って、なるべく元手を安く売上げを上げると、そういう考えで子供ながらにやっておりました。その後、自分が儲けたお金を次はどうやって使おうかと、それを今だったら、お店とかも少ないですし、買うところもないです。そうするとインターネット、ネット販売、通販ですね、そういうのにやはり手を出してしまいます。そうするとわざわざ稼いだお金を島外に流出させるというのは、これはいかなもの

かと、そういうふうを考えています。実際に鹿児島県も「活力ある産業づくり」と銘打って、その中で3つの重要ポイントを挙げています。1つが、地域外から稼ぐ。地域資源を生かし、世界も視野に入れて地域外の外貨を稼ぐと、それを資金にする。それを持ってきたものを次に、稼いだ資金を循環させる。それも島内で循環させるということですね。そのためには、まず島内にある会社とか、島内でできることは島内でやると、そういったもので循環させる。そうすることによって地域でお金の流れ、人の流れができるのではないかと言っています。3つ目が、地域外への資金流出を防ぐ。与論町においては、特殊な工事とかになると島内外から人を呼ばなくてははいけません。先月、私に長野の友達から電話がかかって来まして、「与論に工事に行くから、1回ぐらい酒でも付き合ってくれ。」という連絡が来ました。実際、長野からわざわざ来ていただいて1週間工事をしていたそうです。聞いたところによりますと、その工事には長野、千葉、福岡、鹿児島から、そのぐらいの業者が来てやっています。それを聞いたときに、与論町では高度な工事とかちょっと手間のかかる特殊な工事は、やはり呼ばなければいけないのだと、そういうふうを考えるようになりました。そうすることによって、外の企業が島に入ってくると、やはり流出は止められないのかなとそういうふうを考えています。しかしながら、やはり出るものはなるべく少しにする、小さくしていくというのが大事ではないかと思っています。そこで、まず稼ぐ力を上げるには、まず自分たちがどうやったら稼ぐ力をつけられるのか、そこを考えなければいけないと思います。実際、与論も空き家だったり、空き店舗があってそこでお店をやっている若い人たちもいます。そこで稼ぐ力をつけて、自分たちで稼いでいるという現状もあります。そのためには、やはり島民一人一人が稼ぐ力をつけなければならない、そういう考えにならなければいけないなと思っています。そのためには、やはり町として町民一人一人に稼ぐ力はこういうものだよ、稼ぐ力をつけましょうという告知とか指導が必要だと思っていますが、副町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 大変必要なことだと思っています。何回か郷友会の総会の方に行って申し上げていることは、島から出た子供たちがそれぞれで学んだ知識とか技術とかを、是非島に持ち帰って島おこしに生かしていただけるような人材を育成していくのが、今後の我々行政のあり方かなとの考えを申し上げながらお話をさせていただいていますが、これから子供たちがやはり自信を持って帰って来られるような施策というのを並行してまた進めながら、そういった子供たちへの支援策というのも随時また考えていきながら、将来的に持続可能な島づくりをやはり目指していくというのが、行政の一番大切なことではないかとも考えていますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） よろしく申し上げます。それではそのほかに、地理的条件というのは与論島の場合不利なことが多いです。現在、役場もDX化、デジタル化を進めているところであると思います。そのためには、そのデジタルと現在の稼ぐ力とか、そういったものを融合させる必要があるのではないかと考えています。特に、情報通信関連産業とか、それによるデジタル拠点の確立とか、あと高度デジタル人材の育成、そういったものも必要になってくると思うのですが、こういったものをデジタルと稼ぐ力を融合させることも必要だと思っています。本当に今農産物とか、農薬散布とかでもドローンを使ったりとか、水まきでも太陽光を使って水をまく、そうすることによって労力もちょっと減って、稼ぐ力もつくのではないかなと思っています。では、与論町としてデジタルと今後の稼ぐ力の融合というのをどのように考えているのか、町長よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。稼ぐ力というのは、やはり付加価値をいかに生み出すかということだと思います。その売上高、生産高から必要経費をいかに安くしていくか、そしていかに儲けを出すかということだろうと思いますので、そのときに今言われるようにデジタル化によって人材のその経費を少なくする、生産コストを安くしていくということも大変大事だと思いますし、またブランド力をつけていく、与論産というブランド力をつける、あるいはラッピングとかそういう実績をつくっていくということ、あるいはPRの力、PRでまた与論の製品をPRしていくということも大事ではないかなと考えています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） ありがとうございます、では、ちょっと視点を変えて、この物価高というのは教育でも影響が出ているそうです。新聞記事からなのですが、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンというところが、アンケートを採りまして、住民非課税、ひとり親、生活保護受給者、中高生の子供がいる保護者888人にアンケートを採った結果です。物価高による学習や教育支出についてアンケートを採ったところ、「学習や教育支出に対して経費を減らした」というところが54.5%です。そして「今後減らす可能性がある」というのが32.2%、トータルしますと86.7%がちょっと教育関連の支出を減らそうと考えているところがあるそうです。また、その中で削減対象として、やはり学習塾とか学校外学習費を81.4%が減らすと言っています。そしてその次に、参考書や問題集、辞書の購

入、文化やスポーツ、キャンプなど体験活動費も減らすと考えているそうです。それで、教育長にお聞きしたいのですが、このようなことが与論町でも起きているのかどうか心配なのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 直接な今のようなアンケートとかデータは取っておりませんので、何がどれくらい困っているのかというのはありませんが、前からの1つの証として、生理の貧困の取り組みを継続しています。その中では、子供たちが必要なものを手に取っていくというのは増えているようです。そういった意味で、学校におけるそういったものへの支出を教育委員会としても増やしていったり、追加したりということは考えています。なお、ほかのことにつきましては、給食費の高騰等についても事前にさまざまなコロナ対策支援も受けながら、与論のふるさと納税を生かした子供たちへの質の良い給食、そして町内の産業を喚起させるための資金として導入をいたしまして2年目、これも継続して子供たちの給食等の物価高騰による値上げをしないためにも、中身の充実のためにもということで施策を今のところ打っています。要するに結論を申し上げますと、具体的に何が今足りなくなって保護者が大変であるというのは、具体的なアンケート調査は取っておりませんと答えしておきます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。それでは行ってないということなのですが、学校ではそうかもしれませんが、私が商店街の方を歩いていますと、私が高校までは本屋さんが1軒、2軒、そして雑誌を売っているところがスーパーとかコンビニで2軒ほどございました。現在は、私いつも週刊誌や雑誌を買って読んでいたのですが、本屋さんが全部閉まってしまい、全く買うことができなくなっています。それと加えて現在子供たちが買う文房具ですね、あれも買うところはもう1カ所しかないです。前までは2カ所あったのですが、今1カ所しかないです。こういう現状も教育委員会としてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 全く同じ思いをしながら悩んでおりました。さまざまな文房具の注文も私もできなくなり、本も簡単なものが買えなくなり、手帳も買えなくなり、それでもう一方の文房具のあるところをもう少し調べてみて、何が無いのかということで非常に現実に困っていますが、我々が文房具屋をつくるわけにもいなくて、さて民間も私たちも、どうやってこれをしのいでいくのかということ、非常に危惧をしながら見守っている状況です。もうおっしゃるように、習字道具1つ買うにも墨を買いに行かないといけないのが無いとか、大きな規格の紙も無い、そ

れから県民手帳を買いに行くのも申し込まないと無い、今、南議員がおっしゃったように、時々買っている月刊誌やら内容によってどこの有事だということで、これを特集したのを南日本で出たときに購入に行きますが、もうそれもできないというようなことで、今度はまた定期購入はさらに別のハードルがかかるのかなということで心配はしていますが、今、手の打ちようがないということで見ているところです。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。本当に鉛筆 1 本買うのにこんなに苦労するのかというと、本当に与論はどういうところなんだと捉えかねないので、なるべくそういったところもどうにかしていったほしいと思います。それから、先ほどから言っている稼ぐ力なのですが、今、国は自分の所得を上げるためにやっていることが貯蓄と投資です。投資をやれと言われても、私たちは全く投資の素人ですし、手を出すとしくじってしまうのではないかとという恐怖もあります。しかしながら、今、中高では貯蓄や投資などの金融教育がなされている現状にあります。ですから、与論町においても早いうちから、投資だとか貯蓄に関する金融教育というのをしていく必要があるのではないかと考えています。そうすることによって、やはり大人から子供まで稼ぐ力というのを身につけ、将来に向けてどうやったら自分は稼げるのか、そしてほかのところに都会にも負けない、与論にいても稼げると、そういった島づくりが大事になってくるのではないかと考えています。それでは（1）の質問を終わらせていただきます。

次に、（2）に移りたいと思います。コロナが 5 類感染症になるゴールデンウィークから、たくさんの観光客が来島してきています。その中で奄美、沖縄の連携も大事になってくるのではないかと考えています。その中で、世界自然遺産の活用と沖縄県との観光の連携を今後はどのようにしていくのかお伺いします。松村商工観光課長、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの質問にお答えいたします。

去年、国頭村と姉妹盟約を結びまして、現在今年度の計画で、国頭村でまた商工会とかいろいろな交流をもてればなと考えておりまして、後々は、またほかの北部の方にも広げていければなと考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） ありがとうございます。それと去年から一般質問をしていたのですが、コロナ禍の中、どういった観光をするのかと言ったときに、ワーケーションを進めていくという回答がございましたが、現在、与論町においてワーケーショ

ンはどのような利用状況にあるのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 大変申しわけございません。数字的にはちょっとまだまとめていないのですが、何件かは利用されているなどしかちょっとお聞きしていません。失礼しました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） では、その後にまたデータを取ってお示しいただければと思います。それと今、各観光地で出てきているのが、いかに売上げを上げるかということでみんな迷っているそうです。そのためには今出ているのが宿泊税です。各県にも京都とか奈良においても、泊まる金額に対して税金、1万円以上なら100円、2万円なら200円と、そういった税を付けて売上げを取るべきではないかという声も出てきています。与論町においては、こういった宿泊税とかについては考えていないのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 今のところは考えていないのですが、鹿児島県が先に決めてしまえば与論町はもう決められないと聞いていますので、それより先にできればと考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それでは、観光における稼ぐ力についてもお伺いしたいと思います。実際与論は豊かな自然ときれいな海、マリンスポーツ等で成り立っていると思います。あと先ほど答弁がありましたように「食」、食べることにについてとか、特産品の発信、観光協会のホームページにおいて、そういった情報をどんどん流していくというのも大事と思っています。あと僕が見ていてもあまり代わり映えしないのが、ユーチューブとか与論島関連の動画、ああいったのももうそろそろ新しくするなり、もうちょっと見栄えのいいのをつくってほしいと思っています。その中でやはり島ごとに異なる個性的な伝統文化とか、地域資源を有効に活用しながら、来て楽しい、与論でしか味わえない、そういった観光地づくりが大事ではないかと思っています。そうすることによって、観光関連での稼ぐ力というのも上がってくると思います。人ばかり呼んで本当に何もないということになると、オーバーツーリズムになってしまいまして、本当に観光が駄目になってしまいます。観光ならず環境も駄目になるとと思っています。そんな中で、最近言われているレスポンスブルツーリズム、責任ある観光、そういったものも推し進めながら、観光においても稼ぐ力というのを上げなければいけないと思っています。やはり与論は観光がメインの島だと思っています。その中で観光関連の宿泊業者にも稼

ぐ力というのを向上させてほしいと思っていますが、商工観光課長、どのようにすれば観光関連での稼ぐ力というのは向上できると思っていますか、お伺いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 本町の宿泊施設が大分老朽化しておりまして、どうかできないかということでいろいろ補助金を使ってやっているところです。今年もまた観光庁の方の補助金がありまして、ほかの県もいろいろ力を入れているみたいですが、そちらの方に申込みをしようと今準備をしているところです。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。それでは、本当に今から稼ぐ力をつけて、是非とも与論町のために外貨を稼ぎ、経済を盛り上げていってほしいと思っています。最後に、南日本に載った新聞記事なのですが、あまりいい記事ではないのですがちょっと読ませてもらいます。今年の1月24日の新聞記事なのですが、経済センサス活動調査という経済分野の国勢調査と言われる、5年に一度されるアンケートなのですが、これによって鹿児島県は、県内食料品製造業の出荷額は九州について第2位と7147億円、畜産産出額では全国2位の産地らしく、豚・牛・鶏を中心にした食肉関連で3996億円を売り上げています。これで聞くと鹿児島県は儲かっているのではないかと思います。実際、稼ぐ力は粗利益に当たる付加価値を見たところ、九州的には2位です。ただ収益率ですね、7147億円のうちの収益率を見ますと22%、九州6県では平均が34%、全国では35%です。これを全国に当てはめると、鹿児島県は稼ぐ力というのは現在最下位となっています。これは、食肉関連に限りますと、他県に比べ部分肉・冷凍肉製造の比率が高く、ハムやソーセージといった高次加工品の出荷が少ないことが原因ではないかとなっています。さらには、農業県鹿児島の存在感を表すには、1次加工品だけではなく、消費者をターゲットにした商品開発の拡大が鍵になりそうだと綴っています。与論町も特産品とかいろいろなものをつくった後には、まず消費者が食いつくようなものをつくって、そこから広げていって外貨を稼いで、島内で循環させる、そして流出をなるべく小さくするといったことをしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、2番に移りたいと思います。GIGAスクール構想による教育現場についてなのですが、教育長にお伺いしたいと思います。今流行りのChatGPTについてどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 基本的には活用していくものだと考えています。今、さまざまな場所で不安なところも出ていますし、専門的には例えば論文を簡単につくっ

て、本人がつくったように出すといった問題も出ているようですが、それぞれの現場、場所で活用できるところは活用しながらいくと、そこで起きている先行事例の悪事例をやはり取り入れながら、現場では対応していくという形でまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 今ありました悪事例の 1 つをちょっと紹介したいと思います。やはり教育の基本というのは、自分で調べて自分の頭で考えるというのがあると思います。その中で、あるニュースが話題になりました。小学 5 年生が読書感想文を書いて先生に提出したところ、その読書感想文の中を見た先生がどう見ても小学 5 年生が書くような文章ではないと、しかも漢字とか表現がどう考えても大人の表現とか漢字だと。おかしいなと思い、先生はその児童に「この感想文はお父さんと一緒に書いたの、お母さんと一緒に書いたの。」と聞いたそうです。そして小学 5 年生が言った言葉が「C h a t G P T で書いた。」と、「C h a t G P T をしたら、書いてもらったから、それをそのまま写しました。」と言ってきました。それを聞いた先生は、ただ怒るだけでなく、やはりこの時代デジタル化が進んでいますので、「そうだね。でもね、今度からはちゃんと自分で読んで、自分で考えて、自分で読書感想文を書こうね。」と言ったそうです。実際に先ほどありましたように論文だったり、こういった読書感想文、本当に自分で考えないでパソコン 1 つ、C h a t G P T 1 つで全部解決できるというような考えが、子供たちにも今回っているのではないかと考えています。そうすると本当に C h a t G P T に全部任せて、そうすればもう自分は何もやることないよ、考える必要ないやというふうになってしまうのではないかと心配があるのですが、そういったことについて C h a t G P T について、今後生徒とか先生もですが、どういうふうに指導していこうと考えているのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 全くそのような心配をしながら、見ながらやっていますが、必ず時代の進展とともに、影と光の両方を取捨選択しながらいくことになりますので、例えば、面接とかで使う論文なんかはその場で書かせる、そういうのは使わせないということになると思います。学校の授業の中では共に一緒に協働の学びがありますので、それを活用した後、自分でそしゃくして発表できるのかというような 1 つの評価の場面での教師の確固たる信念のもとを、やはり基軸をつくっていくということが大事だと思います。今のような家庭でやってくる絵にしても、文章にしても、手紙にしても、非常にあつという間にでき上がります。それから日本語をしゃべって英語の文章も簡単にできるようになります。何を誰に伝えるのかという

ところをきちんと考えて目的とあわせてやらないといけないので、このことについては、教育委員会も学校現場も我々も全部あわせて、保護者も含めてChatGPTの活用についての幅と内容については、点検をしながら、今の南議員の出された悪影響、そしてそれが非常に見極めが難しいものなどの例を今後地道に伝えながら、しかし使っていく中で、大事に人間社会に有意義に端的に使いやすいところは使っていくという仕分けをしていく必要があると考えています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） ありがとうございます。そうですね、本当に実際出されて私が先生の立場だったら、文章を出されても、これ、本当に自分で書いたのかなとついつい疑ってしまうところもあります。そうならないためには、やはり先生方のレベルアップ、デジタルに対して、AIに対してですね、勉強も必要かなと思っています。それに加えて、生徒の方は先生たちよりやはり一歩先にいっているのではないかなと思っています。携帯とかネット環境がもうすごいので、どこでもいつでも見られるし、自分の好きな時間にいろいろなことができる、そういうことを考えますと、やはり先生、生徒、あと教育委員会もですが、保護者も一緒になって、先ほど教育長が言われたとおり、今後どのように付き合っていくか、いい方に扱うということが一番大事になってくるのではないかと思います。その中で、子供たちは実際にタブレットを使って約2年ほど経つと思うのですが、使ってみてどういった感想が出ているのかをお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 子供たちと学校の方では、やはり便利であるということは確実に出ています。そういうデータを調べたりするというのはもう言葉として出ていますが、現場の方で、ここに書いてありますように、全員の持ち帰りがまだなかなか進まなくて、徐々に徐々に大事に確認をしながら、できるだけ早く持ち帰りで家の方でも使えるようにというようなことをしていますが、課題がやはりありまして、壊すことそれからWi-Fiが家にないので、先生としてもみんなと同じように持ち帰らせるのには躊躇する、それから長使いをしないかとか、そのルールの問題ですね。夜中まで余計なのを見ないかとか、さまざまな問題があつてなかなか進まないところですが、先ほどのコロナの学習とか、遠くに病気の形でちょっと長い出掛けをするときにそれを持って行かせて、学校とつないでできるところはオンラインで授業を一緒に参加するとかという効果的なところには次々表れていますので、そういった良い成果のものとあわせて、オンラインでなくてもオフラインで、ここに書いてありますが、今契約をしてというかオフラインのもののデータを入れられると、そうすると自分にあわせた問題を家で解いていけるという質の良い形に

なっていくしますので、できない場合はやさしい問題へ、できる場合は高い問題というオフラインの授業のものも出てきました。ということで、W i - F i についてもまた別の方法で今検討を進めているところです。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました、ありがとうございます。それでは逆の質問みたいになるのですが、このW i - F i とかオンラインとかタブレットも、コロナが発生してからコロナ対策としてやってきたと思うのですが、現在、コロナが落ち着いてきてマスクを外すのも当たり前になってきました。それによって学校の中で会話とか給食中とか、先生との会話とかも変わってきている点、変わってきたというか元に戻っていると言ったほうが正しいかもしれませんが、実際に今の学校の状況がどのようになっているのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 学校の先生方から驚きのように聞かれるのは、あの子の表情はこういう表情だったのかというのが、今すごくその表情にお互いに驚き合っているという現実があります。昼食のとき以外もうほとんどマスクを外してということなので、先生方が驚いている以上に、子供同士も先生の顔に驚いているという逆のように聞こえるのですが、マスクを取ったことによって会話が増え、お互いの顔が表情が見えるということについての驚きが、一番私にとっても印象的な変化でした。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） ありがとうございます。やはり本当にコロナという病気もインフルエンザと同等の5 類に下がってきたことで、元に戻ってきているとは思いますが、コロナ禍と全く同じになるということはまずないと思っています。学校においてもやはりこれだけタブレットがあり、インターネットもでき、今では小学校は英語・算数がデジタル教材を導入しようとしています。中学校でも、まず最初に英語のデジタル教材を入れようとしています。やはりこれだけデジタルが進むと、あまり対面、俗に言うコミュニケーションというのはとれなくなっているのではないかとと思っています。ですから、私が考えるのは、こういう時代だからこそ逆にコミュニケーションをとると、本当に携帯を使って話すではなくて、実際自分の口で、言葉で対面ですね、ひざとひざを突き合わせて話すのがやはり大事ではないかなと思っています。しかしながら、全てA I とかデジタルを否定するわけではありませので、使えるところは使う、要らないところははっきり要らないという、そういった線引きも大事になってくるのではないかなと思っています。

最後に、初めに稼ぐ力ということを述べさせてもらいました。与論町の町民の年

収というのは、約260万円ほどとなっています。それを増やさないことには、今から島内外にいる子供たちに仕送りだとか、今後自分の老後の生活、そういったものに多大な影響が出てきます。そのためには島民一人一人が稼ぐ力、自分にも稼げる力があるんだよというのを理解して、それを出して行動に移すと、そうすることによって島の経済も良くなり、自分の生活も少しは豊かになるのではないかなと思っています。そういったことを私もできる限りSNSとかインターネットを使って発信していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。10時5分まで休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時05分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、喜山康三君の発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） おはようございます。一般質問を始めます。

すみません、質問する前に、山町長お疲れさまでございました。これで定例議会は終わりとなりますが、あとは南有隆君と一緒にですので。一般質問に入ります。

1 自然・景観保全に向け署名運動が行われている。これをどのように捉え、応えるつもりか。

(1) 近年の観光関連開発のあり方に強い危機感を抱いた島内外の方々が貴重な自然と景観を保護し、未来に継承するための署名運動が行われている。

また、策定が進められている景観条例の進捗状況及び「海浜・背後地」の保全にどのように取り組む考えか、見解を伺いたい。

2 町民への行政サービス向上には明るい、風通しの良い職場環境は基本で、どのように取り組んでいるか。

(1) 報告、連絡、相談など連携等がスムーズに行われ、風通しの良い明るい職場はむしろ町民が求めている役場ではないでしょうか。職場環境づくりにどのような配慮を行い、施策等を講じているか、見解を伺いたい。

3 屋外防災無線の運用のあり方及び定時放送について、見解を伺いたい。

(1) 屋外防災放送の騒音問題をはじめ、運用のあり方について検討する必要

はないか、見解を伺いたい。

- (2) 方言での放送が行われているがその目的は、放送内容は箸の上げ下げを大人目線で命令し、子供の自立・自発性をむしろ損なっていないか、見解を伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず質問事項の1についてお答えいたします。

令和5年6月5日付けで、与論島国立公園の開発に関する陳情書を受理しており、島内外から多くの開発反対の署名が集まっていることも承知しています。

現状として、令和5年4月1日現在、与論町における都市計画及び景観条例は制定されておらず、一部国立公園内における自然公園法による工作物の新改増築や木竹の伐採等開発行為を行う場合、事前に国や県に許可申請・届出の手続きが必要となっています。近年、移住者や島外資本による土地取得や住宅・ホテル建設等が増加傾向にあり、与論島の美しい景観と文化・風習を損なう恐れが課題となっています。

これらの課題を踏まえて、与論町の共有財産である美しい景観を守り次世代の子供たちに残せるよう、与論町景観まちづくりビジョンの策定と与論町景観条例制定及び与論町景観まちづくり計画を速やかに策定するために、本年6月1日に与論町景観条例検討委員会設置要綱を制定し、その準備を進めているところです。

あわせて、与論町景観まちづくりビジョン策定の中では、海岸周辺地域を含む自然公園内地区及び昔ながらの景観を保全する景観重点地区並びに一般居住地や農業振興地域等の一般景観保護地区と商工水産業振興地区とに分類し、建築工作物の高さや規模・色・デザイン・植栽等が、自然環境の保全や本町の景観との調和に配慮されたものとなるよう、適切なルールづくりに取り組んでまいりたいと思っています。

次に、質問事項2です。

本町職員が職務に専念できる職場環境を整備し、町民へのサービス向上を図ることは、町政運営において最も重要な課題の1つであると認識しています。

風通しの良い職場については、職場内でのコミュニケーションやそれぞれの部署間、あるいは階層間の壁を取り払い、情報共有など職員同士が自由に意見を交換できる環境づくりが重要であると認識しているところです。しかしながら、業務内容や対人関係の問題等により、職員が少なからずストレスを抱えていることも承知しています。

これらを少しでも軽減するため、年に1度ストレスチェックを行い、職員個々の

ストレスを把握することで心身の不調を未然に防ぐとともに、所属ごとの業務負担や上司のサポート、職場内のコミュニケーションの状況についても分析することで、業務量や人員配置の見直しを行うなど、職場環境の改善に向け取り組んでいるところです。

また、産業医による巡回面談を月に1度実施し、職場内でのストレスの有無に限らず、健康相談等にも対応しており、第三者が介入することで相談しやすい環境づくりにも努めています。

今後は、行政サービスの向上や職員の業務負担軽減を図ること等を目的としてDX化を推進するとともに、人事評価の運用や各種研修会の実施により、職員のモチベーション向上にも取り組んでまいります。

私が任期中に掲げた「町民に親しまれ、信頼され、期待される役場」の実現を図る上でも、職員一人一人が「風通しの良い明るい職場」を目指し、さまざまな視点から工夫やアイデアを持ち寄り、積極的な実践を重ねることで、行政サービスの更なる向上に努めてまいります。

次に、質問事項の3です。

防災行政無線放送の運用は、本町全域への即時的な情報伝達及び緊急時等の安全性確保の観点から、非常に重要であると認識しています。屋外拡声器での放送については、近隣にお住まいの方々の生活環境面での障害となることを考慮し、これまで放送内容の検討を行い、緊急時及び放送機能の維持に係るもの以外については、屋内戸別受信機による放送を行っています。

また、町内39カ所に設置している屋外拡声器は、それぞれ1カ所ごとに音量を調整することができ、要望があれば音量の調整を行います。津波襲来時等におけるJアラートやその他緊急に関する情報伝達時には、全ての屋外拡声器において、最大音量で情報伝達を行うこととしています。

本町におきましても、今後、行政情報伝達の多層化は重要な課題であり、台風や地震、津波等の緊急災害時以外の情報については、携帯電話等のプッシュ型アプリなどを活用し、従来の放送や文書によらない形式で必要な情報を届けられるよう検討を進めているところです。しかしながら、スマートフォン機器等をお持ちでない方々への迅速かつ適切な情報伝達手段の構築は、中長期的な期間を要する課題でもあります。最新技術を含め、さまざまな手法を検討の上、迅速かつ住民の方々にも配慮された形での情報提供に努めてまいります。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、方言の定時放送についての回答をいたします。

子供たちの主体的な行動を育てるために、学校教育ではさまざまな取り組みを

行っています。日常の教科学習の中では、さまざまな学習や思考の場面で、まず1人で調べることから始め、グループでの学び合い、全体での協議といった過程を踏まえるという取り組みです。家庭学習においては、与論町自主学習推進プランとして、自らが課題と考えるものを見出し、その課題に自ら取り組むという活動を小学4年生から推進しています。受動的な学習から能動的な・主体的な学びへのいざないと考えています。

本町が推進する海洋教育「ゆんぬ学」においては、自ら課題を見つけ、協同的に問題を解決し、その解決したプロセス、あるいは解決の方向性、行動の結果などを発表する場面を設定しています。社会教育の場面では、子ども会育成連絡協議会における、花壇づくりコンクールや与論町クリーン作戦における清掃・美化活動のほか、子ども会活動発表大会においても自主性や協働精神の醸成や活動場面を提供しています。

夕方の帰宅放送の内容には、これまでの活動の歴史を踏まえて、校外生活指導連絡協議会において、協議会の皆様のアイデアをいただきながら、よりよい帰宅放送を検討しています。平成27年度までは、3小学校を輪番として、各校区1年間ずつの分担で、児童が、①帰宅時刻を認識すること、②交通事故防止に努めること、③大人の見守り、帰宅後は、④夕読みや家庭学習に努めること、⑤手伝いをする事、⑥ユンヌフトゥバを大切にすることを意図した放送をしてきましたが、平成28年度から、大人を加えてほしいという要望を踏まえて今の形となっています。なお、最近では別紙のとおり、「⑦手洗いうがいをしっかりし」を挿入し、コロナ感染予防に努める視点も加えました。

現在児童2人に、上半期は女性が、下半期は男性が語りかけることになっています。またBGMも同じものにならないように配慮しており、今年度は町制施行60周年を記念して、町民歌をBGMとしています。このような帰宅放送内容は、与論町の特色あるすばらしい青少年育成の一環であると自負しています。

御質問の自立・自発性を損なっていないかという御指摘については、上記の7点に明日への希望を膨らませるという視点での帰宅周知放送であり、特に自立・自発性涵養に視点をおいた活動とは意図しておりません。その視点でのよい提案がありましたら、校外生活指導連絡協議会におきまして検討を進めてまいりたいと考えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 自然景観保全についての答弁をいただきましたが、これを読むとすばらしい考えを持っていらっしゃる。私がこの答弁を見て感じたのは、もちろんこういう自然保護の問題については、その運動をする人たちにとって直接的な

利益があるわけではない。にもかかわらず、こういう形で経済的、時間的ないろいろな負担を抱えながら、こういう運動をしている皆さんに対して、非常に敬意を表します。これは、結局自分のことではなく、子供たちや将来の島にとって、どういうことが大切で、どういうことをしなければならないのか、そういう意味でのいわゆる行政、私たち議員や行政の皆さんへの大きな警鐘を鳴らしていると、私は捉えています。是非これを真摯に受け止めて、どういう形で発展をしながら大切な景観保全もしながら、将来の発展に結びつけていくかということの運動に対して、本当に真剣に取り組んでいただきたいと、それをまず最初に要望しておきます。もちろんこういう海岸とかのいわゆる開発、個人所有の土地があって、いわゆる日本国憲法でも当然個人の土地の権利というのは認められているのですが、それを法律やあるいは条例等で一定の規制を加えて、将来の資産を守るため、もちろんそこで開発して事業を行う方にとっても、その景観とか自然をどういう形で守っていくことも、逆にこの業者さんの個人にとってもとても大事なことはないかと思しますので、どちらを取るとかの意味ではなくて、この辺の調和の取れた形でどういう行政を進めていくか。私はそれが非常に重要ではないかと思えます。もちろん、今御指摘されるように、与論町景観まちづくりビジョンの策定とか与論町景観条例制定、あるいは今やっているものですね、まちづくり計画など、これらが今まできちんと策定されて、どれだけコンセンサスをいただろうかと、それについては非常に疑問を持っています。これを機会に是非もっと行政側もしっかりこの方針を決めないと、開発業者が来て開発業者の意のままにされたりとか、あるいは町民のそういうアイデンティティを壊すようなことにもなりかねないような状況になるのではないかと、非常にそういうことを心配していますので、是非その辺を考慮して、本当に繰り返しになりますけど、しっかり取り組んでいただきたい。それと、もちろん自然公園法における国立公園、国定公園ですね、都道府県別自然公園とかいろいろ法律上はさまざまな形で法律や条例があります。また、いわゆる宅地開発においても、都市計画法におけるセットバックのあり方とか、さまざまな行政上、法律上のいろいろな技術的な部分はあると思いますが、是非景観条例を策定するに当たって、その辺のことをきちんと勉強をして、どういう方向で景観を守っていこうか、そのためのことをしっかり今からやっていく必要があるのではないかと思います。この景観条例をつくるに当たって、この関連する法令とかそういうものがいろいろあると思いますが、それについてはどのように考えているか、担当課の課長でもいいし、副町長でもいいし、総務企画課長でもいいし、御答弁をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） ありがとうございます。私も生まれて50年余りになりま

して、観光ブームも経験しまして、その中での与論の環境のあり方、観光のあり方を個人なりにいろいろ考えるところはあると思いますが、この景観条例の今準備検討向けの要項を6月1日に告示させていただいたのですが、昨今いろいろホテルの建設とか、個人宅の国立公園内における申請とかもいろいろ多々近年増えてきておりまして、その中で懸念材料として平成29年の国定公園から国立公園、これは奄美の世界遺産登録に向けた格上げの一環でございましたが、その中で今まで上田線、外回りの外周道路から外を、全部農地法と一緒に網掛け方式で昭和46年だったかに国立自然公園をほぼ網掛けをしておりましたが、平成29年ほどに改定になりまして大幅にその区域が縮小されました。その中で、今署名活動されている池田さんを中心に、小さくする代わりにそこは守り抜いていこうよという合意のもと、現在のこの区域指定がされています。その中での昨今の開発申請とかいろいろありまして現在に至るのですが、これを考えるに昨年7月20日に、大分県の湯布院の方に先進地視察で5人ほどで行きましたが、その経緯を今この島に当てはめたときに、実にその似ているなという感じを受けています。向こうも昭和53年ほどに大型のホテル建設が由布岳の前にどんと建つ計画がありました。それを地域住民が反対運動をしまして、いろいろ活動がありまして景観条例を持ちまして、「周辺住民の同意を得ること」というこの文言1つが効力を発揮しまして、この景観条例の中に周辺住民の同意を得るという項目を入れることによって、建築確認法が適用されます。この同意を得られないことによって、建築確認が得られないということで、その建物が建てられないということに、許可が下りないということになります。ですので、景観条例を制定することによって、与論町に都市計画法に則った都市計画はないのですが、それに準ずる効力を発揮するというので、都市計画をつくったのと同じであるというふうに位置付けられるわけです。なので、湯布院の事例をもとにして、与論町も今6月1日に検討委員会を設置しましたが、今から最終本会議の16日にその予算関係の議案を提出する予定です。専門委員会の方とか町民からの代表、専門委員2人を含めました12人を選定しまして、今から与論町に合った景観条例、どんなものがいいかというプラン、計画、そういう条例に向けての検討委員会を進めて準備をしているところです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、伺うに当たって、その周辺住民の同意を得れば建築基準法が適用されて、建築が非常に厳しく難しくなるということですが、1つ語弊がないように聞いてもらいたいのは、やみくもに開発をやめなさいという意味ではないですよ。その景観を守りながらその辺の調和を取りながら、島の発展を考えながらやる必要があるのではないかと。先般、赤崎の方で貸別荘の計画がありまして、そ

れについて住民説明会があったもので、それに出席してもらっていろいろな意見を伺ったのですが、その場に環境課長とか商工観光課長、それから行政の方は出席されましたか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 御案内をいただきましたが、あえて出席を控えさせていただきました。この会社に当たって、いろいろ申請のときに相談がありまして、今、現時点で、船倉と赤崎と申請があります。その中において、私の考えとしては、この地域の理解を得ることを是非ともやっていただきたい、地域の説明会をやっていただきたいという旨を説明した上で、どういうことを説明しますかということで、説明資料の案をいただきまして、それで中身を確認した上でよろしいのではないのでしょうかということで、指示を出していますので、あえてそのところで判断をする立場の人間が参加することを控えたほうがいいと思いまして、私の方は控えしました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 住民説明会ですので、そこにあえて行政の方がいらして発言をなさいという意味ではないと思うのですよ。私が述べているのは、そこに出席した住民の方々の御意見を、あなた方に聞いてほしいなと思ったのです。そういうことで述べているのです。住民の方がこういう問題に対してどういう考え方があるかとか、どういう見方があるかということを、行政の方がきちんと把握する必要があると。業者の方と役場庁舎内で事業のことの説明をしても、それは何にもなりません、私たち住民にとっては。そのことを少ししっかり考えていただきたいと。そして、今、周辺住民の同意を得るとい言葉がありますけど、一体周辺住民ということは、どこまでの周辺住民を解釈するかということもありますよね。だから、こういう法律的なそういう解釈の仕方とか、そういうものの素案をすとかそういうことの話ではなくて、島全体としてどうあるべきかという基本方針というものが無いといけないと思うのですよ。副町長どうですか、これは。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今、喜山議員さんがおっしゃられたとおりだと思いますが、今年の1月30日に、環境省の自然環境局が出した国立公園事業拠点の当面の現状と課題という報告書の中で、やはりいろいろ出ていますが、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する」という大前提のもとに、いろいろと検討をされているようです。その中で、畜舎事業のあり方という分野にも触れてございまして、2018年にそういった問題が出ています。つまり、古びた国立

公園内の施設とかには宿泊施設がどうしても足りないという現状から、こういった問題が出たんだと思っていますが、時代の流れとともに、その大きなホテルから分譲型の小さなホテルへと変わり、やはりこれはコロナの影響もあったのかなとも思っていますが、そういった中でホテルの進出の機運も高まり、今、先ほど申し上げました大前提に沿ったような自然と調和をしたホテルの建設というのも、国の方では検討をされていると伺っています。先ほどの質問の中に出ました、やはり町民の意見というのも最も大切なことだと思いますが、島の将来の観光を見据えた上で、行政としてのまたある程度の方向性というのも検討する必要もあると思いますので、今後、与論の観光を最大どのあたりのキャパを持って、どういった観光推進をしていくというような素案も、この景観条例の中でもやはり検討していく必要があると考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副町長、私は環境省とか国とか県とかの方針を聞いているわけではなくて、与論の副町長として、与論の観光産業の発展とそしてまた大事な資源をどういう形で保全したらいいのか、そして今また特に問題になっている船倉地区に対して、どういったことをやっていく必要があるのかというあなたの考えを聞いているのですよ、与論に対してね。それをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） そちらにホテルを建設する方々も、その地域というのは環境がいいから是非景観的にもいいから、そちらの方にお客様を誘致したいという考えのもとで事業は計画されていると考えています。そういった観点から考えますと、第1種地区の海浜地については全く手を触れることはできませんが、第3種の部分につきましては、自然の保護にマッチしたような施設の建設については、検討しながら進めてくださいというような条例もございますので、そちらの方にマッチをしてやはり与論の観光、受入態勢についても、先ほどの南議員の御質問にも回答いたしました、宿泊施設もない中でいくら観光のPRをしても、与論へお客様を呼び込むということは不可能なことです、やはり並行して考えていく必要があると考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私の質問にはあまり答えていないような感じがしますが、先ほど環境課長から伺ったので、結局、今副町長の答弁にもありましたが、この船倉というのはある意味海岸保全区域なわけですね。海岸保全区域ということで、法律用語の中ではそういう保全区域の中に入っているのですが、これから厳格にいうとどういう形になるかというのは想定されていますか、環境課長。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） ちょっと御確認します。その質問の趣旨というか、その保全自体、その地域の環境保全についてなのか、今、開発進出する。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 保全区域の範囲。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 保全範囲は、自然国立公園に指定されている今の範囲になります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 国立公園の区域範囲というのが大雑把な地図でしか見せてもらえていないのですよね。わかっていますでしょう。建築基準法というか都市計画法の中では、結局干潮時の汀線、いわゆる波打ち際の線とか、満潮時の線からどの程度が海岸保全区域ということで指定されているわけですよね。だから、国立公園の中でどういう形の指定になっていますかということをお聞きしているのですよ。要するに厳格に何メートルどこできちんとしていないと、その辺をあやふやにすると、どうだって解釈される方向になるから、どうなっているかということをお聞きしています。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） すみません、現時点では道路で線引きをされています。

○議長（高田豊繁君） ちょっと暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 今、海区、海の部分と海浜の区域、あと第3種と3つに分かれています。海は文字どおり海でございまして、海浜保護の方は砂浜と岩礁部、謄本に出てくる泊地白地図というふうな表記になっているところです。第3種はほぼほぼ町有地かその個人所有地かになっておりまして、先ほど申し上げた道路でその海岸線から道路の間の部分を指定されています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この辺の法律上どういう線引きをするかということについては、ちょっともう時間もないのであれですけど、是非この辺もしっかりとした形で

やっていただくということと、先ほど言った赤崎の開発を見たときには、平屋で1階建てなのです。そしていわゆる海浜地から海岸べりから四、五十メートル以上ずっとバックした形でつくっていて、ほとんど景観上も問題ないようなつくり方をされているのですよね。だから非常にある意味では、与論のこういうところで別荘をつくれるのは、非常に1つのモデルになるのではないかと私はそういうことを会場でも述べましたが、是非、自然と町民が大事にしている景観をどういう形で守るかという、その辺に視点を置いた形で景観条例の設定とかに是非頑張っていたきたいと、それを要望しておきます。

次は、職場の問題ですが、今沖縄県では、学校教員がうつ病とか統合失調症みたいなのが日本一だということで、今問題になっていますが、いずれにしても本町の役場の中においても、以前からそういう話も何回か伺っています。是非、そういう職員が働きやすい環境をつくる責任は、今こちらにいらっしゃる課長の皆さんに責任があると思っているのです。管理職手当ももらっているでしょう、たくさんもらっているかどうかは別として。部下に対する目配り、気配りね、ひとつどうなっているか、これについてはどういうお考えですか、総務企画課長どうですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） ありがとうございます。お答えしたいと思います。

私ども公務員の業務につきましては、まず大前提、公正かつ中立的な立場を守って、公共の利益を最優先に考えた業務の遂行について求められているところです。ましてまた、その時代の変化や社会情勢の変化に対応するためには、常に向上心を持って自己研鑽するということが大事ですし、職務上必要な資格また知識を取得することが大切だと思っています。その業務については、役場職員単独で業務を遂行する場合もありますが、大方の場合はチームで業務を遂行しておりまして、協調性を持ってチームワークを大切に、業務に取り組むことが大事だと思っています。その上で、定期的なミーティングとか情報共有の場を設け、職員同士が自由に意見を交換できるようなアフターファイブなどの雰囲気づくりを行っているところです。先ほど議員からもおっしゃいましたが、こういうようなより良い職場環境の形成をつくることについては、所属長のそれぞれの責務でもありますし、各所属長におきましても、その所属職員の勤務体系を通して、一部職員に負担が偏らないように状況の把握に努めるとか、そういうストレスの軽減についても図っていく必要があるのではないかと考えていますので、今後におきましても、その職場におけるコミュニケーションを図りながら、部署間やまた階層間の垣根を取り外しまして、オープンなコミュニケーションチャンネルを設けて、今後とも職員といろいろな悩みを相談しながら取り組んでまいりたいなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、総務企画課長が言われていますが、各課長が自分の部下とかその方々と、どれだけのそういうコミュニケーションとか雑談できたりとか、それをする時間的余裕とかそういうものが果たしてあるのかな、また女性の方も多いし、子育てで忙しい方もいらっしゃるし、なかなかそういう機会が昔の時代から比べると、すごく少なくなっている感じがしないでもないのですよ。是非、この辺をどういう形でやるかということを、職場の課長ほか皆さん方がどういうコミュニケーションをとっているかということについて、非常に問題というか、足りているのかな、大丈夫なのかなということを思うのですが、この辺については課長さんなんか月に何時間ぐらいとか、そういう時間を持つとかというルールとか、その辺何か決まりごととかあるのか、ないのか。また、その辺を日記につけていらっしゃるのか、その辺はいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） それぞれの各職場の職員に対しましては、それぞれの課長、局長さん、部署の所属長さんが把握して、月に何回程度、ちょっと飲みに行こうとか、それからいろいろな場所に行こうかという、それぞれ部署で決めていると思いますが、またその時間外につきましては、一括に総務企画課の方でどれだけの職員がしているのかというのは把握をしているところです。これによってまた産業医等が月に一回来られていますので、そういった方々のストレスとかいろいろな情報を鑑みながら、対応に努めているところです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 人事課みたいなのがなくて、全てが総務企画課の方にかかっているのではないかと思っているのですよ、そういう意味では。人事評価するだけが人事課の仕事ではなくて、やはりその職員の健康やそういうさまざまな問題とか能力、その辺のことをチェックして、適材適所と言ったら語弊がありますが、是非そういう人員配置を、一体誰が中心になってどれだけこれに配慮して進められているのかなと、その辺が非常に私たち議員にはわからない世界ですが、是非その辺ももっと考慮して仕事を進めていただきたい。いろいろなメンタル的な部分も問題があるようですが、その辺も是非これをもうちょっと密にすることによって解決できるのではないかと、そういう思いでこの案件を取り上げたのですが、是非課長の皆様方、特によろしくミーハックをお願いします。

次に移ります。屋外防災無線の放送騒音のことについては、私は前からこれは何回か質問しているのですが、この屋外防災無線放送というのは、もう時間を気にしなく、いつ何時でもやってくるというのが防災無線放送みたいなのがあって、一

般町民にとっては防災無線放送が流れた時点で、一定の緊張感を持つのですよね、一体何が起きたのかなという感じで。そういう意味では、その防災無線をお使いになるときに、できるだけ緊急事態とか、やむにやまれぬ状態のときにだけこの放送をされるような仕方をしないと、いわゆるオオカミ少年みたいになってしまって、また余計なことをぐじゃぐじゃ言っているわという形で気にもしないし、マイクもスピーカーも全部切っておくとか、そういうことになりかねないと。いろいろ話を聞くと、うるさくて切っているよとかという人もいらっしゃるしね。だから、そういう意味では、この防災無線の運用のあり方、例えば消防無線でも、「ただいま防災無線のテスト中です」とかでいつ何時やっていますよね。この定時放送も、いわゆる防災無線が不良になっていないかどうかのチェックのための放送だということも聞いています。この辺については、こういう放送をできるだけ控えてほしいということなのですが、副町長か総務企画課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） おっしゃられました定時確認の放送なのですが、どうしても無線で通じているかというのは通信で確認はできますが、その箇所箇所て本当に音が鳴るかどうかというのも確認が必要ですので、この点につきましては、どうしても定期的な試験放送中の放送につきましては、現行どおりさせていただきたいなと思っています。その防災無線の活用につきましては、これまでその運用につきましては、災害に関する緊急事態とか非常事態に関すること、地震とか津波、またミサイルが飛んできたという場合の放送とか、あと台風等などの気象情報関係の情報、行方不明者が出た場合のその捜索に関することとか、あとは火災というような感じで、防災無線に関してはこういう運用に努めているところです。今後の防災無線放送につきましては、その維持にかかるものですから正午のチャイムとか午後5時のチャイム、あるいはまた緊急時以外のその情報等につきましては、屋内戸別受信機による放送を心掛けています。天候によっては緊急時の放送の場合聞こえづらいときもありますので、それらを補完する上で、今後はプッシュ型アプリなどを活用して、電子メールによる配信がお届けできないかという検討を進めているところです。現在、今ホームページのリニューアル化というかバージョンアップを進めておりまして、これにあわせてプッシュ型アプリを作成しまして、町民の皆様へ災害に関する情報とか行政情報をお伝えしてまいりたいというふうにしています。現システムの戸別受信機については、放送を聞き逃しても放送内容を確認することができるといっていますが、あわせてそのアプリを活用することで、情報を確認することができるようになります。そのアプリの利用につきましては事前の登録が必要となりますが、その登録時に配信を希望する情報のジャンルを選択することでも

きますが、また緊急時の情報はジャンルの選択にかかわらず、一斉に受け取ることができるということに今準備を進めているところです。今後その防災行政無線放送につきましては、最新技術を含めて今後さまざまな仕様を検討の上、おっしゃるとおりの確な情報提供に努めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いろいろあると思いますが、私はその防災無線の代用ではないかと思っているのですよ。可能な限り必要最小限に抑えるような工夫をもっとしていただきたい。ただそれだけなのですよね。是非御検討ください。

次の方言での放送についてですが、教育長、特に自立・自発性涵養に視点を置いた活動とは意図していないとおっしゃっていますが、私に言わせると自立・自発性を余計になくしているような教育ではないのかと思っているわけです。要するに、今さっきこの答弁書の中にある、帰宅時刻を認識することとか、交通事故防止に努めること、大人の見守りとか、こういうことを子供たちが学校が終わって帰った後も、防災無線でがんがん頭から言うことはないのではないのかと。言うではないですか、「三つ子の魂百まで」と。3歳の子供になると、大人が自分に対して何を言っているのかとか、何を求めているのかとかみんなわかるのです、言えないだけで。こういういわゆる私は大人目線で押さえつけた放送はするなということなのです、ましてや。学校でもこんな感じで教育されているのではないかなと僕は思っているのですが、さも何々はするなとか、何々は駄目だとか、駄目駄目ばかりを言うのが学校の教育みたいに、何かそんな感じに聞こえてしょうがないのですが、2018年でのOECDの加盟国37か国の中で、最近なじみがあるものでOECD生徒の学習到達度調査があるのですよね。これは御存じですよ、教育長。この中で15歳時点で日本の学力はトップクラスですよ。ところが主体性・当事者意識というのは何番になると思いますか。これは断トツ、ケツなのですよ、一番最後。いいですか、主体性とか当事者意識はない、この教育をされていて一番最悪の点数は日本。学力は1番、トップね。要するに、私は公共のこういう防災無線を使って、子供たちが学校が終わった後からも夕読みをしましょうとか、大人の人に子供を監視しなさいとか、監視社会ですよ、これ。どう見ても私に言うところの恐ろしい社会です。子供に自主性を人権を最初から粉々にした言葉ですよ、僕はそう思っています。この間、一般質問の中でも教育長に言いましたけど、工藤勇一先生という方の本を読んだということを言いましたが、これは読まれましたか。この本を読まれて、もしよかったら先生の感想があればお聞かせいただきたいのですが。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 新たなる今までの公教育に対する考え方を基本的に改めてい

きましょうねというのが、この工藤先生のお話でもあります。中学校を変えたということから始まっているのですが、教育改革もその方向にいつていますので、もう一つは、この公教育を一から変えようというのを御存じあるかもしれませんが、基本的にはそういう自発性、個別性を大事にしていこうという方針であり、そのさまざまなのが思いどおりにはいかないけども、私も同感するところがたくさんあります。そういう意味では、学校と共有しながら先ほどの前段に書いたように、勉強も与えられたものばかりやるという基本的なものを、人間が性善説に立つかそうでないかによりますが、信用したら全部子供が素直に自主性を育っていけるなら立派で結構ですが、やはり大人という社会の中で、大人を見て見習っているという規範性も大事にしなければなりませんので、やはり苦勞することを子供の前で大人がやって見せ、その意義を伝えていくというのもこれはある程度抑えですが、模範生だというふうに考えています。この辺のバランスを取りながら、おっしゃるように自由な社会の中で、自分を自主的コントロールできるような力も育てたいと、小学校4年生から学びの方も変えています。今のおっしゃられるのを大事にして、もしこれが押し付けだと思えるようなら、分量を減らしたり、回数を減らしたりしながら、文言の語尾をどうしていくかも考えてみたい。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 子供の教育というのは、日々の生活とか社会とかおじさんお婆さんの言葉とか、さまざまなものが少しずつ刷り込まれていくわけですよね。そういう中で、きちんと子供が自分の考え方を持って発信できるかという環境をどうしてつくるかというのも、それがやはり教育の重要なものではないかと思うのです。さっき南有隆議員からも言いましたが、いろいろなW i - F i だとかそういういろいろなコンテンツ、いろいろなものがありますが、これはあくまでも道具なわけですよね。子供が何を考え、何をしようとしているかと、少なくともそれを大人が良し悪しを決めてほしくないですよね。子供がやりたいものはどんなものだろうかと、これを安全にどういう形で方向付けるための方向付けだけをすれば、僕はそれが大人の責任だと思っているし、そういう形で育った子の方が、やはり自発的に自分なりにいろいろな形で努力してできる子になるのではないかと僕は思っていますので、それは私の考えですから。でも少なくとも工藤先生の本をずっと読んでいる中でも、かなり大きなポイントを押さえていると、やはり今おっしゃっているように、規範を押し付けるわけではないのですよね。なぜ規範が必要なのかということをお教えるのが学校の先生でしょう。だから、その辺のことが前の教育長の時代からずっと同じことが続いているのですよ。この辺に対して何にも変わっていない、もうちょっとやりようがあるのではないですかと思って、学校や教育委員会からいろ

いろなのが来ますけど、その中に自主独立ね、いろいろな自発、自主性、そういうのが謳われていますが、中にある文面といったら果たして即しているのか、それを非常に疑問に思っこの質問を出したのですが、是非もう一回改めて見直す、そういうことをしていただきたいと、それを要望して質問を終わります。ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君の発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さん、おはようございます。山町長におかれましては、2期8年間の任期の中で最後の議会となりました。これまで任期中には両陛下の行幸啓や役場新庁舎の落成、そしてまた国頭村との姉妹盟約と忘れることのできないことが数多くあったと思います。長い間本当にお疲れさまでした。残された任期は、3カ月余りとなりました。トラック競技に例えるならば第4コーナーを回って、ラストスパートに入ったところだと思います。最後の力を振り絞って有終の美を飾っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日最後の質問になりましたが、大変気持ちいい答弁もいただいていますので、簡潔にいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。令和5年第2回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 再犯防止推進計画の策定について

(1) 平成28年12月、再犯防止推進法が公布・施行された。この法律に基づき、国民が犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、国は平成29年12月に再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体にもその策定を促している。再犯防止推進法では、再犯防止推進計画の策定が都道府県や市町村にも努力義務として課せられており、鹿児島県は平成31年3月に再犯防止推進計画を策定した。本年4月1日現在で、全国では529団体が策定済みで県内でも4市1町が策定済となっており、いくつかの市や町でも策定準備が進められている。本町でも、安心・安全な町づくりを実現するために、早期に再犯防止推進計画を策定すべきだと考えるが町長の見解を伺いたい。

よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えをする前に、本当に大田議員ありがとうございます。私の任期中にコロナが流行ったり、軽石が来たり、そんなことがあって、あるいは津波警報が鳴ったりということで、大変町民の皆さんにはお騒がせいたしま

して、申しわけなかったなと思っているところでしたが、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、お答えを申し上げます。

近年、国においては、刑法犯により検挙された者の約半数は再犯者という状況が続いています。罪を犯した人が二度と犯罪をすることなく、社会の一員として立ち直ることができるよう、再犯防止の取り組みを進めることが重要となっています。

また、犯罪や非行をした者の中には、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。その再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたり、関係機関等が緊密に連携協力して実施することが必要です。

このように、各般の行政領域にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進するためには、計画の策定が重要ですので、計画の早期策定を目指して取り組んでまいります。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7 番、大田英勝君。

○7 番（大田英勝君） 計画の早期策定を目指すという貴重な答弁をいただきありがとうございます。本件においては、県が平成 31 年 3 月に再犯防止推進計画を策定後、市町村の中でまず初めに策定したのが奄美市です。奄美市が令和 3 年 3 月、その次が東串良町の令和 4 年 7 月、その後伊佐市と日置市、鹿児島市が令和 5 年 3 月、つい最近策定をしています。この中で、単独の策定は東串良町のみです。他の 4 市は、地域福祉計画の中に包含した形での策定となっています。そこで、これから今後策定する本町での策定は、よりきめ細やかな内容とするためにも、単独での策定が望ましいと考えますが、担当課としてはどのように考えておられるのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 策定につきましては、単独の計画として考えています。

○議長（高田豊繁君） 7 番、大田英勝君。

○7 番（大田英勝君） ありがとうございます。それがやはり最も望ましい形ではないかと思います。策定を求められているから、何かのついでに一部分大雑把な形で策定するよりは、やはりいろいろなところに細かいところに配慮が届くような形での策定こそが、長い目で見ると大変いいのではないかと思いますので、是非ともそういう形で取り組んでいただきたいと思います。再犯防止推進法では、5 年ごとに再犯防止推進計画に検討を加えて、必要に応じて変更が求められています。国においては、最初の策定から 5 年が経過し、検討を加えた第二次の計画が去る 3 月に閣議

決定され、今年度からは第二次の推進計画が運用されています。与論町でも町民が犯罪による被害を受けることを防止して、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、先ほども申し上げました、また答弁もいただきましたが、できるだけ早くに再犯防止推進計画を策定していただきたい、その準備に早速取りかかっていたいただきたいと思います。町長は3月議会で勇退を表明されましたので、残された任期は長くはありません。是非とも、任期中に策定に道筋をつけてから勇退されるように願っています。町長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。任期中にできるように頑張っていきたいと、また課長とも話を進めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。満額回答ですので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 大田英勝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午後は午後1時半より会議を再開します。

—————○—————

休憩 午前11時13分

再開 午後 1時27分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第5 議案第29号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第29号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第29号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則が改正され、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２９号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第３０号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第６、議案第３０号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３０号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第１３２号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年総務省令第３６号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年総務省令第３７号）は令和５年３月３１日に公布され、原則として同年４月１日から施行することになりました。

これに伴い、所要の改正、規定の整備等を行うため、与論町税条例の一部を改正

するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） これは改正の内容が相当多いわけで、なかなか理解するのもきついのですが、この条例は主にどういうことが起こるといえるのか、増税になるのか、どういう形になるのか概要の説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 久野税務課長。

○税務課長（久野泰司君） お答えいたします。

経済情勢を踏まえて自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和5年度末まで据え置くこととして、令和6年3月から3年間の措置として税率区分を段階的に引き上げる処置を講じるなど、環境性能に優れた自動車の普及の後押しをすることが観点となっています。また、グリーン化特例の適用期間を3年間延長するなどとなっています。それと納税の整備として、固定資産税や不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化などが主な内容となっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり

り可決されました。

—————○—————

日程第 7 議案第 3 1 号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 7、議案第 3 1 号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 3 1 号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年 3 月 3 1 日公布原則令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴う、与論町国民健康保険税条例の所要の改正を行うため、与論町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、国民健康保険税賦課限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減措置について 5 割・2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直し並びに国民健康保険税課税額について、県から示される標準保険料率に沿った見直し等による税率の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 1 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 1 号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第32号 与論町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第32号「与論町敬老年金支給条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第32号、与論町敬老年金支給条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、抜本的な町の歳出見直しのため、敬老年金支給額を年額「1万8000円」から「1万円」に改正し、支給月を「毎年3月、9月」から「毎年9月」へ改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは老齢年金のカットというか削減のように感じるのですが、基本的にどういう考えでこれをされているのですか。それについて伺いたいと思います。これは大分カットされますよね。カットするための条例改正になるような感じを受けているのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

この敬老年金の今回の条例の一部改正につきましては、この敬老年金のほかに敬老祝金という制度がもう一つございまして、これを何か似た質があることから見直しを行っていただきたいということで担当課をお願いをしました。というのは、これまで約10年の間でクリーンセンターの建設、また庁舎建設、し尿処理施設の大規模事業の整備を行ってきたところでございまして、これもいずれも約10億円ぐらいそれぞれかかっているということで、今後もまた給食センターや学校施設の整備の建設、またこども園の統廃合による建設など、これからまた大型のハード事業

が控えており、厳しい財政のかじ取りを行っていく必要があります。そういうことから各課において、短期又は中長期における事業についてそれぞれ事業計画を提出していただいています。その中で緊急に必要なものとかそうでないもの、また恒常化しているものの見直しとか精査を行いまして、各課協力のもと、予算編成に取り組んでおりまして、そういうことながらちょっと財政上厳しいものがありまして、今回見直しも含めまして、この敬老祝金、年金も含めまして、この関連をまた見直ししてはどうでしょうかということをお願いをしたところ、今回こういう1万8000円から1万円に減額を提出させていただいています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 近年、かなり土木事業が急激に増えて、しかも大型事業が増えている。今また役場の前の通りで電線の地中化などいろいろ、かなり大型の土木事業が多くて、財政的にこれ大丈夫かなと少し危惧しているところがあったのですが、やはりこういうところに出てくるのですね。それで、これをするによってどれだけ財政に貢献しますか。年間どれくらいの貢献があるか説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） お答えいたします。

1万8000円から1万円になるので、ちょうど半分ぐらいのお金になりました。毎年400万円超えていた金額から300万円弱のお金になっています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 昨今いろいろな形でものすごい物価高騰して、これは大変だなと、こういう御時世の中で、お年寄りで物言えない人をターゲットにしてね、物言わないからちょっとお金を削ってやれという感じに見えないわけでもないですよ。もう少し、逆にたかが100万円ではないですかと言いたくなるわけですよ。どんなものですかね、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほど課長が申し上げましたように、本当に与論町も事業が次々重なっておりまして、財政的に苦しんでいます。そういうことで協力をお願いできないかなということで提案をしているわけです。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは今後これだけではとどまらないと思うのですよ。いろいろな水道料とか集落排水、それからさまざまな町民へのいわゆる別の形のサービス、その辺が次々にカットされてくるのではないかと、非常にそういう懸念を持つのですが、これはこの辺から考えてみても、かなり大変なことになっているなとい

う感じがしているのですが、財政当局、一体ここまで切羽詰まった状況になっているということを逆に表していますよね、いかがですか。今後、これみたいに住民サービスの部分というのが全て次々に少しずつカットになるのではないですか。水道料の値上げとかいろいろなのが値上げしたりとかカットされたりとか、その辺はどういう感じでお考えですか。これではとどまらないでしょう、恐らく。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） おっしゃるとおりでございまして、断腸の思いでこういうのもお願いしているところです。各課からありました、特に町単補助というのも今まで補助があった部分についても、今後また見直しをしていかなければいけないなと思っていますので、どうしてもまた必要な建設事業もございまして、そういった中から、今後の計画を各課から上げてもらって、整備していかなければいけないということになりますので、今後各課といろいろな相談をしながら、財政を切り詰めながら、そして実際に今回このお年寄りに影響になっているわけですが、なるべく町民サービスの資質が低下しないように、今後もちっと財政と調整しながら計画を進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、与論町敬老年金支給条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、与論町敬老年金支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 33 号 令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（高田豊繁君） 日程第 9、議案第 33 号「令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 33 号、令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金 7 6 6 2 万 2 0 0 0 円、繰越金 6 0 0 0 万円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、塵芥処理費 1 2 0 万 2 0 0 0 円、農村環境整備事業費 1 0 1 0 万円、学校給食センター建設基金への積立金に 6 0 0 0 万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 1 5 1 1 万 9 0 0 0 円を追加し、一般会計予算総額 5 0 億 1 8 3 3 万 6 0 0 0 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、野口靖夫君。

○8 番（野口靖夫君） 10 ページを開けていただきたいと思います。10 ページのこの旅費に関してなのですが、この中身をまず最初にお聞きしたいと思います。総務企画課長、10 ページの総務の一般管理費の中の旅費が 1 6 7 万円入っていますよね、補正で組まれています、これのその中身、いわゆる理由があつたらちょっと。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えします。

これにつきましては、新任の係長研修ですとか、課長研修の職員の研修費に計上してございます。

○議長（高田豊繁君） 8 番、野口靖夫君。

○8 番（野口靖夫君） 今度は 18 ページをお聞きしたいと思います。予算の中身ではなくて今いろいろこの間から、私も議会の委員会の中で、農村整備いわゆる今畑地帯総合整備事業が朝戸の方で始まっているわけなのですが、その 18 ページの予算書の中には、これは農業委員会なのですが大変減額をされていますが、これを組み替えしてくれということではなくて、朝戸地区の畑地帯総合整備事業の中身を見て、ちょっとこれは問題があるのではないかとということで、当委員会においては

いろいろと委員の中から話が出ているのですよ。それでこの間、与論の建設協会の総会のときに、沖永良部事務所の農地整備課の課長が与論にお見えになっておられまして、いろいろと話をしたのです。そのときは副町長も一緒だったのですが、私は個人的にちょっと話をしたのですが、その中で、やはり現行のほ場整備のあり方というものは、問題があるのであるならば検討していく必要があるのではないかと、いうことを本人もそう言うておられたのですね。私が何を言いたいかといいますと、今与論町の場合は、沖縄の主体で鹿児島県の本土とはほ場整備の仕方がまるっきり違うのですね。ということをお願いしたら、どういうことか言ったら、のり面の強度の問題なのですと、のり面の強度の問題。だから、そののり面の強度の問題を何とか解決しなければ、この朝戸地区で始まっている畑地帯総合整備事業だけの問題ではなくて、今現在済んでいるほ場整備の中にも、のり面の崩壊が非常にひどくて、激しくて、一応一生懸命竹村課長が頑張っておられますが、けども、そういうのがもう今現在やっている工事でさえ起こりつつあると、我々が現場を見てもそういうのが起こりつつある。だからそういう問題を我々は与論町として、今現在やっている問題をやる前に、その崩壊する前に、ある程度検討していく必要があるのではないかと、いう観点から質問しているわけなのです。それぞれ耕地課長にお伺いしますが、耕地課長は恐らく県の農地整備課長とは、いろいろと与論の実情は話しておられると思います。だからある程度把握はしておられると思います。だから、その中で耕地課長は、今現在進めている朝戸地区のほ場整備ののり面の問題とか工法の問題、これに対してこれはちょっと修正したほうがいいのではないかと、また、県の方にも要望していくべきではないかという思いが少しでもあるならば、ちょっとお聞きしたい。もしもなければ、今度環境経済建設委員会に竹村課長をお呼びして、じっくり検討していきたいと思いますがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 竹村耕地課長。

○耕地課長（竹村栄作君） お答えいたします。

朝戸地区のほ場整備の農地のり面、道路のり面につきましては、大分高さもございまして、降雨の大雨等で崩壊するのではないかと、いう懸念を持っているところで、土地改良事業の農地そして道路のり面等の整備については、各地区の推進委員の皆さんと協議しながら、また地権者の皆様からも農地の改善についてお話もいただいています。また、4月でしたか議会の委員会の方でも石積みのお話も頂戴したところで、そのお話も含めてその都度、県の方にはおつなぎをしているところですが、今のところ石積みの話とかの回答はいただけていないところです。ただ、こちらにつきましては、やはり現在動いている地区そして、これからまた伊波地区も始まっていきますので、それぞれ地区ごと委員の方からお声を伺いながら、引き

続き、継続して要望を上げていかないといけないのかなと思っているところです。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 課長、私が今申し上げたいことは、早急に検討したらどうかということではなくて、やはりこれは鹿児島県のほ場整備の基準では、それは今ので間違いなくそれで当たっていると思う。だが、これは人がやることですので、その地域に合ったほ場整備の進め方をしなければならないということを申し上げているのです。それは恐らく竹村課長もそうだと思います。ですので、どうかひとつこれから梅雨時期に入ります。だから崩壊してしまって、せっかく改修をして済んでから、また作物をつくってから、それが崩壊してしまったら二重の手間がかかるのです。またお互いに、特にその現場を預かる耕地課の皆さんは大変御苦労されると思うのです。だから、そういうことから今のうちから検討しておいて、そしてお互いに議会の議員の皆さんは、その地権者の意見も聞いて、我々も現場も調査していますから、お互いにその役場の執行部の皆さんと意見交換をして、県の方に要望するべきことを要望していく、そういうことの方を持っておくべきではないかと思うから申し上げているのです。あしからずひとつ御理解いただきたいと思います。それで私どもの委員会にも今度竹村課長をお呼びしますから、そのつもりでちょっと前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 22ページの土木費、財源更生というのが3項目出ているのですが、いわゆる地方債というのがこれは210万円と1270万円、これが今度また一般財源の方に振り分けられたような形なのですが、これは地方債が手当てできなかったからこうなったのか、その点が1点。先般にも伺ったのですが、消防署前の叶住宅が、もう住宅はすでに完成しているのに周辺が整備できなくて、ずっと住宅不足している中でずっと放置されている状態。その中で、22ページの中に住宅整備事業費の中に委託料の46万2千円、これは一体どこを外構工事か、それはまた緊急を要するものなのか。次のページ、23ページ、瀬良座住宅の外構工事1350万円、これもまた緊急性があるのか。考えようによっては緊急性がなければこういう予算は、今の叶新築住宅のところの整備に早く回して、住宅の貸し出しを早急にすべきではないかと思うのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

まず最初に、財源更生の件なのですが、当初の7701万2000円、これは当初の県の方に、国の方に出した要望額です。防災・安全交付金の方の6890万円

も要望額です。その中で決定額が社会資本整備総合交付金の方で7491万2千円と減額で決定通知が下りています。その中で起債の方が要望額より後だったので、起債額はその決定額にあわせたものを申請しておりまして、また210万円を地方債の方から引いて、一般財源の方に入れています。防災・安全交付金の方も一緒です。ということで、また自分たちの事業費がちょっと膨らんだときに、今落とすのではなくて、この地方債の方に回して、また二次募集の方で地方債の方で対応していこうかなという考えです。

次の質問なのですが、叶住宅の外構工事、これもこの間の5月31日の件でも御説明したように、叶住宅は一応もう入居者は決まっています。入居者の方に御理解をいただいて、6月23日に外構の入札を行う予定です。自分たちもまたこの住宅不足の中、すぐ提供してまいりたいのですが、今の状況ではちょっと提供できないような状況になっていますので、御理解をしてください。

それと瀬良座住宅の外構工事なのですが、これが3号棟の方が一応改修工事も終わっています。また、あと2戸空きがあったのですが、そちらの方の入居者も決まっています。瀬良座住宅の外構工事に関しては、目の前の道路の3号棟の前の道路の拡幅とかその辺の舗装工事、それとあとフェンス工事、そちらの方も順次やっていこうかなと思っています。叶住宅とはまた別の方です。一応繰り越しで出していたのですが、5月に入札を行ったところ、皆さん応札がいただけなくて、今度またどうやって応札に応じるのかなということは、繰り越しなのでちょっと予算的に増額ができないということで、新たに今回外構工事をちょっと早めにやって、早く移っていただきたいなということで、今回のこの1350万円を瀬良座住宅の外構工事の方に回しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いろいろ御都合はあると思いますが、3月にすでにできた住宅を今年の9月、10月までそのまま入居もさせないで置いておくということについておかしいかと、先週も町民から、あの住宅はもうできているのに何で早く入れないのかなと、ちょっと苦情もあったものですね。こういう事業の進め方自体ね、ちょっとちぐはぐではないでしょうか。副町長、こういう事業のあり方はどうお考えですか。こういう外構だけができないからということで入居できないで、半年近くほったらかしているわけですよ。これは町民感情からしてみるとおかしい話ではないですか。半年間いわゆる家賃も入るのに、それも入らないと。どうですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 御指摘ありがとうございます。確かに叶の工事につきまして、皆さん方御承知のとおり材料費の高騰によりまして、一部設計変更等もした

関係で、外構工事の分が予算的に足りなくなってしまったということもございます。今後、大きな課題でありますこの住宅不足の解消につきまして、やはり年度できれいな区切りをつけて、入居者を入れることができれば本当によかったわけなのですが、この辺については今後注意をしまいたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ちょっと教育委員会にお聞きしたいと思います。ページは27ページですね、給食センターのことです。給食センターを町長の令和5年度の施政方針演説の中でも、やはり建設用地の購入、そして整備と基本設計、実施設計に着手しますと、こういうことで町長は堂々と施政方針を述べられました。そこで今現在、補正予算書を見ると6000万円の予算が計上されています。その見通しはどうなっていますか、まず見通しからお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） ありがとうございます。見通しといいますか、今回貴重な財源の方を給食センターの建設基金ということで6000万円を一応計上させていただいています。給食センターの整備につきましては、今概算で大体10億円ぐらいかかるということで考えています。また、文部科学省からの学校環境改善交付金につきましても、3分の1の補助ということで、この概算金額からしますと、大体1億2200万円ぐらいを予定しています。その残りの金額につきましては、今財政当局と話をしながら、あと民間資金を活用してできないかということで、来週あたりにまたもう一度会を開いて、その具体的な方向性をつけたいと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 前にも議会の方で、これは私も質問したのですが、この建設に当たって今建設方法ですね、例えばいろいろな方法があるではないですか、方法はこの間申し上げました。そういう方法も頭の中に入れて、いろいろなことを入れて検討しておられるのか、それが1点。その大きなネックになっているのは財政面だけですか、それとも県の方からの指示待ちだということなのですか、そこら辺をちょっと具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 一応、財政的な面で今ちょっと1つはネックになっていると思います。野口議員さんがおっしゃるとおり、この前も私も議会の方で言いましたが、PPPの関係とか民間資金を活用した場合のシミュレーションとか、そういうものも含めて具体的な方向性を示してまいりたいと考えています。あと県からの指示ということに関しましては、来週にちょっとヒアリングがありま

して、土地の取得の方法でまたヒアリングに行くことになっていますので、その辺を含めてまた県の指導もいただきながら、今年中に用地買収等もできるようにしてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 産業課長にちょっとお尋ねをしたいと思います。ページは19ページの目17、ヨロン特産品支援センター運営費99万8000円、見るとその上の畜産振興費がマイナス99万8000円になっています。これは振り替えたのか、振り替えても大変結構ですが、特産品というのは非常に僕は大事だと思います。この99万8000円は目的として、どういう目的で計上されているのか説明いただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） 御説明申し上げます。

この99万8000円なのですが、9目の畜産振興費にありますように、町単独補助金のヨロンアイランドビーフ視察研修旅費の99万8000円をそのまま組み替えという形にしています。特産品の開発ということで、今、島の若い者が島の経産牛を何とか特産品化しようということで動いておりまして、ただ補助金に対しての組織母体がなかったもので、島の特産品づくり協議会の方に振り替えをしまして、その特産品づくり協議会の方に補助金を出して、ヨロンアイランドビーフの、いわゆる与論牛の生産についての研修旅費として補助金を出すこととしています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。以前から特産品の開発ということで、毎年事業を進めているようですが、なかなかめばしい特産品というのが開発をされていないというのが現状だと思います。本当に本腰を入れて、やはり島の特産品を開発していただきたいと思います。予算も本当に少ないようですが、できれば増額をしていただいて、本当に関わる方々が安心してゆとりを持って開発できるように、これはまた島の産業の1つの大きな発展の目標ですので、是非力を入れて進めていただきたいと思います。以前にもジェラートをつくる高額なアイスクリーム機を導入されていますが、何か朝岡課長が苦笑いをしていますが、入れたはいいのですが、私は未だかつてそのジェラートを食べたことがないのですよ。皆さんありますかね。ただ入れるだけではなくて、機械は。道具はやはり使いこなしてなんぼですので。是非その道具を入れた際は、使いこなせるような技術も導入していただいて、やはり町民の税金を使っているわけですので、町民にも試食をさせるぐらいの、やはりそれぐらいの特産品を開発していただきたいと。後ろでも笑っていますが、あまり笑いごとにならないように真剣に取り組んでいただきたいと、与論の産

業の1つになるように力を入れていただきたいと思いますので、産業課長よろしく願いいたします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） よろしく申し上げます。8ページの歳入なのですが、一番上の1目なのですが、個人番号カード交付事業費補助金とあります。これはマイナンバーカードのことだと思うのですが、現在マイナンバーカードについては、テレビとかでトラブルが増えてきていますが、与論町ではそういうことがないのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

今のところ、マイナンバーに関するトラブル等は起きておりません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） これは本当にトラブルが起きると、病院とかに行ったときに全く使えなくなるということで、自分たちも何かあったときにはすぐに病院に行つて、使えなかった場合には本当に苦勞しますので、そういうことがないようにお願いしたいと思います。それと、保険証の方も来年秋ぐらいには完全に廃止になると聞いています。それに対して、今後与論町はどのような対策をしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） お答えいたします。

県からの通知は今のところ出てはいますが、具体的な方針がまだ出されていないので、出されて一緒に考えてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。出たときには、すばやく町民にわかるように説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第34号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第34号「令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第34号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、県支出金県補助金210万4000円を追加しています。

歳出の補正としまして、保健事業費健康づくり推進事業費209万2000円、保健事業費特定健康診査等事業費1万2000円を追加しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 概要の説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） お答えいたします。

国民健康保険のまず歳出の部から説明させていただきます。健康づくり推進事業費なのですが、委託料で208万円、当初の時点で人の確保ができなくて心の健康づくり事業というのを進められなくて計上していなかったのですが、委託できる看護師の人材が見つかったので、心の健康づくりということでメンタルヘルスのとこ

ろの社会復帰だったり、障害者への支援ということで、看護師をお願いして活動していただくことにしています。

旅費に関しましては、当初の旅費の規定からちょっと足らなかったものを追加しています。これに対して県の補助金が100分の100なので210万円入りますということです。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第35号 令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第35号「令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第35号、令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、介護保険料53万6000円、国庫補助金39万800

0円、支払基金交付金29万9000円、県補助金20万円を追加しています。

歳出の補正としまして、地域支援事業費介護予防・生活支援サービス事業費17万6000円、一般介護予防事業費93万6000円、包括的支援事業・任意事業費32万1000円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7891万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第36号 茶花墓地の指定管理者の指定について

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議案第36号「茶花墓地の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第36号、茶花墓地の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

茶花墓地の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効果的な管理を図るために、茶花霊園管理組合を指定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この協定書の中には、さまざまないわゆる管理組合がしなくてはならないような、努めなくてはならないような項目がたくさんあるのですが、この墓地のいわゆる全体の地積図というか測量図面と、その利用状況についての状況は担当課は把握していますか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

地積は地積図で把握しています。それから利用状況については、先に自治公民館連絡協議会の御協力を得て、その利用状況、どの区画が空き墓地になっているとか、そういったことを把握しています。それから墓地の使用者その辺のところもすでに茶花霊園管理組合の方でその辺も把握していますし、この前の自治公民館連絡協議会の調査でも把握をしているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 墓地全体の今お答えいただいた区画は、何メートル画であるとか、いわゆる占用道路ですね、利用道路がどのような大きさであるとか、それから上水道がどのくらい整備されているとか、この辺のいわゆる墓地の整備とか管理のあり方の基本的なデータというものは、今お聞きすると揃えていらっしゃるということですが、これは公民館長と一緒に共有されて所有されているわけですか、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 公民館長さんとも共有をしているところです。もともと町が調査した前から、茶花霊園についてはそのような所有者だとか空き墓地、そういった管理が非常にされておりました。そういうことで今回また条例ができましたので、指定管理ということで改めて茶花霊園管理組合に指定管理者としてお願い

をするということですので、その辺の情報共有はしています。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 今、墓地をつくられて利用されている方は別として、茶花の方もここ近年、相当いわゆる空き場所が増えてきているということをお聞きしているのですが、また共同墓地の話も出ているわけですね。そのことによって、いわゆる墓地の利用というのももっと減っていくのではないかと。減った場合に、その空き地の敷地の分をどういう形に管理をされるのか、そのままほったらかしたままで、空いたままで置かれるのか。この辺の将来5年、10年、20年にわたっての墓地管理のあり方については、どういう考え方でいらっしゃいますか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

空き墓地、空き区画になったときは、すでに3月定例議会の方で条例にも条例規則で定めましたが、空き墓地になった場合には、町にその空き墓地を、墓所区画を一旦返還していただくということで、その返還をするときには基本的には更地にして返還していただくというような条例規則をつくっています。茶花墓地についてもその条例規則に則って管理はしていただくということです。また、すでに茶花墓地についてはそういったケースも霊園管理組合と連携して、使用者の方がすでにそういうふうな取り組みはしている状況です。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 今お聞きすると、墓地全体を管理組合が管理するのか、墓地区画だけを管理組合が管理するのか、空いた部分は町にお返しするということになりますよね。そういう形で聞こえたのですが、そしてそれがちょっとあやふやに思うのですが、それと空いたのが今後広がる可能性があるわけですね、見た感じ。そしたらそこはそのまま放置した状態に置くのか。そこにまた例えばモクマの木が生えたりとか、アダンの木がいろいろ生えたりとかしますよね、そのときにどういう感じの管理になるのか。そのあたりはどうですか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

墓地全体を管理していただくということです。その町の施設である茶花墓地を茶花霊園管理組合に指定管理をしていただくということで、全体を管理していただくということです。それから、その空き区画になったところはどのようにするのかということですが、そこはまた次の使用者に提供できるような状態にして管理をしていくということです。その空き区画が増えていくのではないかとということですが、それは区画がやはり450区画ぐらい茶花墓地はありますが、実際その中で、今50近く

の空いている墓地があります。それはこれからの墓地取得者を見込んで、茶花霊園管理組合の方で例えば一区画の大きさの面積を2分の1にして、そういうふうにもた準備をしているということでありました。そういうことで空き区画になったところも管理をしながら、新たな使用者の方にまた提供できるような体制を整えていくということで管理をしていこうと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 一応、茶花霊園、墓地としても基本的には与論町のものという考え方ですね。ということは、茶花地区以外に住んでいる方が茶花に墓を求めたいと思ったときに、これを茶花霊園管理組合が拒否する権利はないわけですね。空いていたら受け入れるのではないかと考えるのですがいかがですか。この茶花に住んでいる方だけしかここは利用できないという、いわゆる排他的な条項はないはずですよね。実はこの間、自治公民館の会で、茶花ではないから断っているという話を聞いたのですよ。そういうことで考えたら、逆に茶花は空港にも港にも近いわけですね。旅立ちするときとか、久しぶりに島に帰って来たときにも、いの一番に近いところで親や祖先の墓に拝んで、また旅立っていききたいと、そういう墓に対する思いもあると思うのですよ。やはりそれを考えたら、別に茶花地区に住んでいなくても、茶花に墓地が欲しい方はどんどん開放してあげてもいいのではないかとというのが僕の考え方なのですよね。だから、もしそういうのがあったら、別に茶花地区に住んでいない方でも茶花霊園に墓地を持つことができると、それはどうなのですか。

○議長（高田豊繁君） ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時32分

再開 午後2時34分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） その墓地は町の施設ということであれば、当然それは公平平等にという基本だと思います。今現在も、茶花地区以外の人にも現に使用はしています。そこはちょっとまた管理費とかそういったところは少し高めに取っているようですが、基本的には公平公正ということで町の施設なので考えています。これまで茶花霊園管理組合が、条例ができる前から自主管理をしておりましたが、そのときに茶花集落民の方々から管理費を取って、自主運営をされていたのですが、そのところがちょっとまた町全体から管理費とかそういったものを徴収するとい

うことになる、少しまた管理組合の方も非常に負担が大きくなるということなので、その辺はまた管理組合とも協議しながら、基本は押さえながらそういったところをまたどうしていくかということで、今後また協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 1つだけ確認をしたいと思います。まずはその茶花霊園管理組合が指定管理になったと、順次ハキビナもあるし、前浜もあるし、そういう条件が整えば指定管理をしていくという考え方ですか。できないところもあるかもしれない。その辺はさっきいろいろ話が出たように、はっきりルールを決めていただかないと、例えば、我々立長のハキビナの場合は、相当城からも入り、叶からも入り、いろいろもう共同墓地ぐらいになっています。そうしたときに、その地元民は例えば1,000円で、よそから来た人は1,500円とね。それはちょっと私が考えるとおかしいのではないかと思います。徴収がしにくいから1,500円とね、そういうちょっと野暮な考え方は良くないと思いますので、一律これですと、あとは徴収の仕方を各々で考えていくという方向でないと、今後の指定管理を受けようとする側が、また非常に困るのではないかと思いますので、是非その一律で、もともとは町の資産だから、これだけでしてくださいという、そういう線引きをしてちゃんとやってほしいと思います。いろいろごたごたが起らないように、これはスタートですので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） ありがとうございます。茶花霊園管理組合が今回指定管理になったとすれば、それは先行事例なので、それをもってまた各公民館の方に各墓地の指定管理をまたお願いしていこうと考えています。やはり指定管理をする上で、あまりその指定管理をされる団体の負担になると、なかなかこれを受けてもらえないということもありますので、なるべく指定管理を受けていただけるようなものでお願いしていけたらなと思っています。それは公の施設ですので、与論町民誰がどの墓地を利用してもということはあるとは思いますが、管理する方としては、なかなかやはりその墓地に近い人たちが利用していただけたら、非常に管理もしやすいかなというところが本音ではあると思うのですよね。そういったところで、その辺の兼ね合いも考えながら、指定管理を受けていただけそうな団体と協議をしてまた進めていけたらなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、茶花墓地の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、茶花墓地の指定管理者の指定については、可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第37号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（高田豊繁君） 日程第13、議案第37号「与論町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第37号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和5年度実施事業のうち、一部事業については、その財源として過疎対策事業債の活用を予定していますが、過疎対策事業債の適用要件として本町の過疎地域持続的発展計画への追加記載が必要となることから、本町の過疎地域持続的発展計画書について、鹿児島県との事前協議の上、追加事業分を記載する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 全般的にいわゆる土木港湾関係が主に占めているようですが、その中で最初の水産業、漁港施設の整備のことが載っているのですが、これは漁協といつも意見交換会とかを委員会の方でもっているのですが、その中で現在茶花漁港の岸壁が階段状になっているのを、もうその階段を是非埋めて、大型船に対応するようにということで何回も要望が来ているわけですね。それで昔のくり船の状態で港湾設計みたいのが漁港設計がされているみたいで、先般でもこれを強く要望されたのですが、これを早急にやっていただきたいと。近々また12トンクラスの漁船も入るといううわさも伺っているのですよね。漁船がもう10トン近く、いわゆる2級船がほとんどを占めるような状況になりつつあると、そういう大型の漁船に対応できるように、早急に茶花漁港の整備を進めていただきたいと思いますが、これについてはどういうお考えでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

すみません、昨年度までこの過疎地域持続的発展計画の方に、漁港は漁港整備の方を載せていたのですが、もう茶花漁港の整備も終わりました、今度はまた維持管理の方かなということで、去年までは大体100万円とか200万円の維持修繕費で組んでいたのですが、それではちょっと御要望にはお答えできないかなということで、財政とも話をしてこれは過疎債の方でいけるのではないかなということで、大きく喜山議員が言われるように、その段差解消とか荷捌き場の前の段差の解消、それとかほかのところもそれぐらいの大型の予算を組みまして、また漁協といろいろその優先順位をつけながら、23日にまた総会があるというので、そのところでまたもう1回漁協の方でその優先順位をつけて、どこからどういうふうに整備をするのかということ話し合っ、それでこちらの方も一応予算化はしていますので、維持管理をしていこうかなということです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。今もう船は上架して整備していますけど、船がもう長すぎて、舳先が港より外に出ている状態なのですね。それでも9トンクラスなのですが、今度また12トンのかなり大きな漁船も入るし、今からまた小型というよりほとんどそういう傾向になりつつありますので、是非この状況に応じた形で整備を進めていただきたい。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第14 同意第3号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（町島実和）

日程第15 同意第4号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（山本池富）

日程第16 同意第5号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（遠山和歌子）

日程第17 同意第6号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（保喜久男）

日程第18 同意第7号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（長尾さとみ）

日程第19 同意第8号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（牧房男）

日程第20 同意第9号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（竹村繁範）

日程第21 同意第10号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（白尾憲雄）

日程第22 同意第11号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（山下みどり）

○議長（高田豊繁君） 日程第14、同意第3号から日程第22、同意第11号までの「与論町農業委員会委員の任命の同意について」は一括議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第3号から同意第11号、与論町農業委員会委員の任命の同意について提案理由を申し上げます。

与論町農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第9条及び与論町農業委員会の委員の推薦の求め及び募集に関する要綱に基づき、委員候補者の募集を行った結果、定数9人に対して10人の応募がありました。

与論町農業委員候補者選考委員会設置要綱に基づき、厳正なる選考を行った結果、次の9人が最適任であると考えています。任期は3年間です。

同意第3号は、町島実和氏。

同意第4号は、山本池富氏。

同意第5号は、遠山和歌子氏。

同意第6号は、保喜久男氏。

同意第7号は、長尾さとみ氏。

同意第8号は、牧房男氏。

同意第9号は、竹村繁範氏。

同意第10号は、白尾憲雄氏。

同意第11号は、山下みどり氏です。

以上9人を農業委員に任命したく、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから同意第3号から同意第11号までの質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今の説明では、定員9人に対して10人の応募ということで厳正な審査ということですが、どのような基準で審査されたのですか。それが1点。2点は、こういう任命同意については、この方の一定の肩書は、議会の方に説明するような資料ぐらいは提出してくださいとお願いしたわけです。前回の教育委員会的时候には、御紹介がありましたよね。今回紹介がないわけなのですが、この辺に少し、さっき私が一般質問をしたように風通しは良くないですよ。コンセンサスを得てやっていないという感じですよ、ここにいる私たちが要望しても、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 御説明いたします。

まず、この農業委員会の任命同意についてです。いかにして選考したかということですが、これにつきましては、農業委員会の設置要綱に基づいて選考しています。選考理由につきましては、農業委員に10人の申込みがあったのですが、定数9人に対して10人の応募がありました。1人は推薦です。残りは立候補ということでございまして、その中から現在の肩書等とかいろいろな各推薦員また自己からの肩書等をもとに選考してございまして、選考につきましてはその委員候補者に選考に関する評価基準というのを設けてございます。評価項目としては地域に対して農業者からの信頼があるかどうかとか、地域からの信頼若しくは農業への熱意、農業への見識度がどうなのかとか、地域農業への精通度はどうであるとか、またそれぞれの農業などの役員歴とか農業者等からの信頼度、地域からの信頼度、あらゆる人格も含めまして、その他評価に関する事項を付けて、それぞれ評点をしまして評価をしてございます。その結果、今申し上げました9人の方々が適正ではないかということで選考してございます。これにつきまして、また議会の同意をいただいて正式な任命ということになっていきますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 経歴の紹介とか、それを議会の方にこれを同意を求めるときに出してくださいとお願いをしていたわけですね。それが出されていないわけですね。だから、その辺は少し何とか約束は守ってもらえないのか、お願いはできないのかなと思うのですが、そういう意味で要望しているのですけどね。今、選考しているときに肩書だとかいろいろおっしゃっていましたよね。私たちもそれを見たいわけですよ。この方はどういう意味で農業委員に選ばれたのか、またどういう実績があるかも知りたいわけですね。そういう意味でもその紹介はやっていただきかった。後ほどでもいいですから、是非議会の方に提出していただきますようお願いしておきます。今後何かあるときには是非これをお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号から同意第11号までは、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号から同意第11号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第3号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第4号、与論町農業委員会委員の任命の同意について採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第4号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第5号、与論町農業委員会委員の任命の同意について採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第5号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第6号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第6号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第7号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第7号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第8号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第8号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第9号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第9号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第10号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第10号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同

意することに決定しました。

これから、同意第 11 号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第 11 号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6 月 16 日金曜日、本会議です。午後 3 時までに御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後 3 時 00 分

令和 5 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 5 年 6 月 1 6 日

令和５年第２回与論町議会定例会会議録
令和５年６月１６日（金曜日）午後３時００分開議

1 議事日程（第２号）

開議の宣告

第１ 議案第３８号 与論町B＆G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第２ 議案第３９号 令和５年度与論町一般会計補正予算（第３号）

第３ 議案第４０号 令和５年度与論クリーンセンター美ら島焼却炉及び機械設備修繕工事契約の締結について

第４ 陳情第５号 与論島国立公園の開発に反対する陳情書について（環境経済建設常任委員長報告）

第５ 陳情第６号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、２０２４年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）

第６ 発議第１号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、２０２４年度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか２人提出）

第７ 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）

第８ 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会、共同納骨堂建設促進特別委員会

（追加日程）

第９ 高田豊繁君の議員の辞職について

2 出席議員（１０人）

１番 南 有 隆 君	２番 原 栄 徳 君
３番 林 敏 治 君	４番 林 隆 壽 君
５番 喜 山 康 三 君	６番 福 地 元一郎 君
７番 大 田 英 勝 君	８番 野 口 靖 夫 君
９番 沖 野 一 雄 君	１０番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（０人）

欠員（０人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町 長	山 元 宗 君	副 町 長	久 留 満 博 君
教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長	朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長	久 野 泰 司 君
町民生活課長	龍 野 勝 志 君	健康長寿課長	林 末 美 君
産 業 課 長	堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長	竹 村 栄 作 君
商工観光課長	松 村 靖 志 君	建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君
教育委員会事務局長	川 上 嘉 久 君	環 境 課 長	大 馬 福 徳 君
水 道 課 長	仁 禮 和 男 君	与論こども園長	吉 田 朋 子 君
茶花こども園長	富 千加代 君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	町 健司郎 君	書 記	池 田 レ ミ 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午後３時００分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第１ 議案第３８号 与論町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１、議案第３８号「与論町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３８号、与論町Ｂ＆Ｇ海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本町の公共施設の使用料については、消費税率の改正時における変更や大幅な施設改修等の仕様変更による変更を除き、長年にわたって料金が据え置かれてきたものも多く、その後の社会情勢の変化、公共施設等を取り巻く環境変化、また新たな行政課題に対応していく必要性の観点からも適正な見直しは必要と考えます。

使用料は、使用者から見れば当然安価であればあるほど喜ばしいものですが、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は公費で補うことになり、利用しない町民の方々にも間接的に経費を負担せざるを得ません。施設を利用する方としない方の負担の公平性を考慮したとき、利用者に応分の負担をいただく「利用者（受益者）負担の原則」が必要であると考えます。

本町は、観光地でもあることから島外利用者も多く、島内における同様のアクティビティ事業者等に比べ、安価な使用料のため不均衡が起き、民業圧迫との意見が上がっていることも事実です。Ｂ＆Ｇ海洋センターを設立した当初の理念である「あらゆるスポーツ・レクリエーションを通じて、住民の福祉増進とたくましく豊かな人間性を持った健全な青少年を育成する」ことに鑑みても、施設維持と人材の安定確保が必要と考えます。そのために特にＢ＆Ｇプール及び艇庫に関する使用料については、格差改善と見直しを行い、収益性の改善や運営体制の安定化につなげるとともに、住民サービス向上と財政負担の軽減を図ります。

以上の理由から、条例を一部改正する必要があります。

御審議され、可決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） このB＆Gのこういういろいろなオプション、いわゆる遊びとかオプションとかB＆Gそのものの最初の目的は、地域の住民の子供たちの育成のためだという形と思っていたのですが、観光客の利用もあり、一般レジャーサービス業との兼ね合いもあり、今、金額を上げるという御説明ですが、たとえ前の旧料金を見ても、こういう例えばウェイクボードとか小さなボートとかの金額にしても、1,000円とか1,500円あるいは2,000円、それも大体1時間以内。地元の子供たちにしてもこれだけの金額を負担して、果たしてどれだけの子供たちが使っているのかなというのがすごく疑問に思っているのですが、現状までのB＆Gのこういうオプションの利用状況、これについての説明はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） ありがとうございます。

子供たちの活動状況についてですが、基本的に与論町の子供たちは、ほとんどがB＆G与論海洋クラブの会員に登録されています。その会員登録された子供たちが、実際その施設を利用して行っているのが現状です。ちなみに、令和4年度におきましては、子供たちの延べ人数として227人、海洋クラブの会員として大人が登録されている方が延べ人数で76人、計303人が昨年度の実績となっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） では、利用料の金額の総額はいくらになっていますか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） B＆G艇庫の全体の利用料金は、艇庫の方は46万7590円になっています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） そのうちの観光客と地元の割合は、どういう状況になっていますか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

島外が1,021人、島内が983人の割合というか、人数はそうになっています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） そしたら、海洋クラブに登録された方がこの設備を利用したら、例えば割引とかいろいろ特典があると思うのですが、大体どういう状況で特典を与えていますか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えをいたします。

B & G 海洋クラブの会員は会費を払っておりまして、その会員の会費の 25 % を年間の施設の何を使ってもいいということで、利用料として 25 % を会費の中からその施設の利用料として支払っています。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） このオプションというかこういう設備の目的は、やはり地元の子供たちが積極的にたくさん利用してもらうということが一番の目的ではないかと思いますので、これだけの高い金額では、これを何割引かわかりませんが、なかなか利用しづらいと。そして見ていても、ほとんど利用している人が少ない。私、自分の家の行き帰りにちょこちょこ寄って見ているのですが、もっと積極的に地元の子供たちが利用できるように。それとともに先日沖縄の青の洞窟で、溺死という事故も多発していることが問題になっていますが、是非、海難事故の安全対策、その辺も怠りがないように、きちんと体制を整えて進められることを要望しておきます。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

2 番、原栄徳君。

○2 番（原 栄徳君） 使用料の値上げの理由を先ほど町長からお聞きしましたが、本当のその使用料を上げるという、もろもろの理屈がいっぱい付いておりましたが、民間のマリンスポーツの代金とほぼ似たような種類があるのですが、民間の業者にあわせてその利用料金をセットしたと、そういうことはないですか。それで民間の業者とあわせるような金額体制にもっていったと、そういうことはないでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

あわせてはいませんが、若干民間よりは安くなっています。

○議長（高田豊繁君） 2 番、原栄徳君。

○2 番（原 栄徳君） 若干は安くなっていると、何百円かだと思いますが、これで先ほど喜山議員からもありましたように、使用料を上げることによって利用率が下がる可能性は私は非常にあると思います。一般の業者から話を聞いたのですが、B & G があるからうちらはお客様の誘致が非常に難しいと、ほとんど向こうが安いから、向こうに流れていくというような話も伺いました。だから皆さんも同じように考えていらっしゃると思います。やはりこの B & G をつくった目的、財団の方から海洋スポーツ、海洋教育にという話で、与論町も受け入れ、そしてまた今日に至っているわけなのですが、やはり町民の福祉、町民に本当に喜んで使ってもらえる、使用

してもらえることを考えると、やはり町の運営費とか修繕費、それはわかりますよ、もともとタダで貰っているわけだから、あとは修繕しないといけないのです。でも、そういうのはもともと覚悟の上で私は受け入れていると思います。この上げたからといって、使用料が増えて修繕費にも回せるということにはならないと私は思います。できれば、観光客と町民と分けて料金設定をしたらどうですか。考え方としては、これは観光客を対象にしている部分が僕はあると思いますよ。その辺どうですか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 一応観光客には、この条例に示しました料金の10割増しということで、2倍になる金額で対応することになっていますので、観光客と地元の金銭的な差は生じているので、その中で何とかできないかと考えています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） その観光客と島民の方を分けているということで、その2倍、その10割増し、4,000円が8,000円になるのですか。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） そうです。

○2番（原 栄徳君） 余計にそれは観光客にとっても不利益だし、もう少しいい方法はないのですか。10割増して、何か聞いておかしい話ではないですか。それで観光客が来なくなればいいかもしれないが、もう少し工夫して、使用料金の料金設定をしたほうが私はいいような気がします。もっと利用してもらうためには、やはりそれは与論町としていろいろ負担はあろうかと思いますが、利用してなんぼですので、上げてみて今年利用してみて、結果を見てまた来年は変えるとかいう考え方もあろうかと思いますが、1回また変えたら来年変えるというわけにはいかないだろうし、その辺もう少し検討したらいかがかなと思うところが結構多々あるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃられるように、例えばこの辺は難しいので、先ほどありましたように、子供たちの海洋教育、そういったものにも十分できるようにということで、子供たちにはさまざまな方法で減免というような形を運用の中でやっていますので、決して高くないように、大いに使えるようなセット料金みたいなものも仕組んでいるところです。その一般町民というのが、例えばカヌーが今度600円ですが、2倍で町民が借りた場合に1,200円となりますよね、カヌーの例で申し上げますと。一般の民間を見てみますと1,200円になっているわけです、ほかのところではやっているのは。値段がそういう状況になっていて、この部

分のペアカヌーとかでは2,400円ぐらいになっているわけです。これは民間のある例ですので、単純には値下げ、値上げもあるでしょうが、そういう考え方からすると、与論町が相当大きなものの取り方をしているというような形ではないということを考えています。最後に、試算をしてこれで大きな損得が出るか、儲けが出るかというのも、現実には令和4年度の利用状況をこの率に当てはめても、二、三十万円も大きく上がりません。相対的に試算をしてみるとですね。今、原議員がおっしゃるように、来年が令和4年度よりも大いなる活用をすれば少し上がるかもしれないませんが、活用が減ったら今の試算よりも減ってくるというところですので、大きな変動で儲けがあったりということの算定はぎりぎり検討して、このような額を考えてありますので、来年もずっと統計を取っていますので、統計を取りながらまたお示しをしていくという形で、より良い方法を考えてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 本当に町民の方が喜んで利用したいというような値段設定も、町民に対しては私は必要だと思いますよ。町民の福祉のためにいただいているわけですので、そこで運営が厳しいとか、施設管理に維持管理に金がかかるとか、それは別の問題だと思いますよ。だからできるだけ町民には優しく、観光客からは取っていいでしょう。利用税もプラスぐらいに取っていいと思いますよ。だから、できるだけ与論町民には優しい使用料金で対応していただきたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 料金についてなのですが、値上げしているものもあれば料金据え置きになっているものもあるのですが、それについて説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） これはこれまでの利用率を見まして、利用が多いところの方は一応上げたりしています。また一部削除もしています、もうその機材がないということで削除も行っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、この料金設定を島内外にどのように告知しようと考えているのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） ヨロンSCの方で指定管理ということで行っています。また、ヨロンSCの方でインターネットのホームページ等とかで料金とか

の方のお知らせもしていますので、その中でまた変更になった部分等について、お知らせをするようにしたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。先ほどから料金が高いとかという話もありますが、高くてもやはり使いたくなる、サービスが充実しているということをアピールして、売上げアップに努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 8 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 8 号、与論町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号、与論町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 2 議案第 3 9 号 令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（高田豊繁君） 日程第 2、議案第 3 9 号「令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 3 9 号、令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、財政調整基金繰入金 6 0 万 1 0 0 0 円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、総務管理費 6 万 2 0 0 0 円、保健衛生費 5 3 万

９０００円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ６０万１０００円を追加し、一般会計予算総額５０億１８９３万７０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

９番、沖野一雄君。

○９番（沖野一雄君） 私の方は１カ所だけなのですが、少し２、３点お伺いをします。ページでいきますと７ページの環境対策費、今回の補正の一番肝になる部分だと思うのですが、報酬のところで委員報酬、景観条例検討委員会、予算計上１５万３０００円が計上されているのですが、まず、その景観条例については皆様御案内のとおり、今回の６月議会に、与論島国立公園の開発に反対する陳情書というのが上がっています。それとの関わりがありますので確認をしたいと思います、この景観条例の今回は検討委員会という形で予算計上されていますが、今後の景観条例の策定についての基本的な考え方、今後の進め方、方向性、それから具体的なスケジュール、景観条例策定までのですね。その効果もどうなるのかというところが気になるのですが、その基本的な考え方からスケジュールまで、町長ないしは副町長の方にお答えを求めたいと思います。環境課長でもオッケーです。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

基本的なスケジュールは６月１日、今月ですね、検討委員会の設置要綱の方を告示させていただいています。今、検討委員会のメンバーの構成をお願いしているところでありまして、専門家の方を２人ほど、今、鹿児島大学の方に打診をして、教授の方の推薦をしていただいている途中です。メンバーは２０人ほど、その中に各所管する担当課長も含まれますが、議会の代表の方そして自公連の代表の方、各種団体の方、今回陳情を出されている代表の方等々を含めて２０人ほどをこれからお願いする予定です。スケジュールとしましては、委員の選定依頼を行いまして、７月に第１回の会をもちまして、あと与論町の現状を把握するために、委員含めて調査に２カ月ほど入りたいと思います。その資料をもとに保護区のそれぞれの設定、それを専門家の教授の方に御指導を仰ぎながら、選定並びにそのルールづくりを行ってまいりたいと思います。私の方で模範としている大分県湯布院の方のスケジュール的には２、３年ぐらいかかっているのですが、昨今の現状を踏まえて、早期に制定をしてほしいという町民からの意見もございますので、頑張って１年から

1年半ぐらいを目途にその条例を制定して、それを運営しながら不備のあるところはまた条例改正なり、そのきめ細やかなものはまたマスタープランなりルールづくりの方で、それを補てんしてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今、課長の方から説明がありました。おおむね理解はできました。私が質問を申し上げているのは、要するにポイントとしましては、与論は御案内のとおり国立公園に指定されていますし、周辺の島は、沖縄それから奄美の方は世界自然遺産に指定されています。世界から注目される島々になっています。そういう中で、与論は国立公園ということで周辺の島々がまた世界遺産ということで、やはり観光という面でも非常に追い風が吹いています。ちょうど今コロナも収束しまして、これからさあ行くぞと、観光を中心とした経済が回っていくと思うのですよね。マイナスの要因も、畜産の低迷とか心配される懸念もありますが、この機を逃したらなかなか経済がまた浮揚しないということになっていきますので、是非この今の追い風を使って、利用して活用して、やはりどうしたら観光客を呼んで経済を回していけるか、また同時に、国立公園としての自然保護をどうやって図っていくかという、この2つのいわば相反するバランスですよね、これは非常に重要です。そのためのルールづくりがこの景観条例になりますので、この与論でつくる景観条例が、いわば外海離島、離島へき地の観光地として、しっかりやっているところのいわばモデルになるような形で、自然保護と開発に関するバランスモデルになるような条例をつくっていただきたい。それも先ほど課長の方から、例えば湯布院の例では2、3年かかっているというお話でしたが、是非これを期間を短縮していただいて、湯布院とまた与論では全然立地条件、地勢が違いますので、与論は独自に周りは海に囲まれていますし、そのためにいろいろな条件整備もまた同時にあわせてやっていかななくてはけませんので、そのあたりしっかりスケジュール調整しながら、急いでやっていただきたいということと、理想とするモデルになるような景観条例をつくっていただきたいということです。自然公園法であるとか森林法であるとか、それから国定公園法ですね、そういった法律でカバーしきれないような部分を、かゆいところをしっかりとけるようなそういうルールづくり、そういうことをしっかりとやっていただきたいということで、私は質問させていただきました。町長でも副町長でもその決意について、もう町長はちょっと任期がありませんが、しっかりと次の方にも引き継いでいただくように、そういう意味で町長からもお答えをいただきたいと思いますが、どうでしょう、しっかり引き継ぎについてもあわせて決意をお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御意見いただきましてありがとうございます。今ありますように、本当に我々観光の振興とそれから自然保護という非常に相反するような立場にあります、どちらからも両方の立場で意見を伺いながら、本当に与論にふさわしい条例をつくっていただければと思っています。私はいつも思うのですが、次の世代の子供たちにいい島を残していけるような、そういうような立場で検討を重ねながらいい条例をつくって行って、本当に島の自然を守りながら、また島の発展を考えていくということで、次の方にもお願いをしてまいりたいと引き継いでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ただいま沖野議員の方から詳しく話をされましたが、私の方から後ほど委員長報告という形で、今回提出されている陳情書の議論の中身を報告させていただきますが、私が一番心配するのは何かといいますと、やはりこの問題は1人の大馬環境課長だけの問題ではなくて、全ての課長の責任、全ての与論町民の責任だと、与論町の町民を代表する議会の責任でもあるのだということの意識を持って、これを進めていかなければならないと私は思うのです。そういう意味において、後ほど委員長報告をさせていただきますが、そこで先ほど申し上げましたように、各々の課長の皆様方の名前も試案としてこの案の中に載っています。ですから、お互いに自分のことだと思って、自分の島だと思ってひとつ是非話をしていただきたいと思いますのですが、代表して新しく産業課長になった産業課長、あなたが代表して、あなたがどう思っているかそのお気持ちを聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答えいたします。

代表いたしましたというので大変おこがましいことではありますが、私見としてであれば私の方から申し上げます。非常にこの船倉地区の自然保護に関しての陳情というのも拝見させていただきまして、どうやってその海岸端の環境を守っていくかというのは、与論の観光を推進していく上では非常に大事なことだと思っています。また一方では、個人所有地に係ることであるので、その辺のきちんと法整備とその条例を整えた上で話していかないといけないかなとは思っていますので、今回いただいた陳情とまた今後進めていく景観条例をもとに、町長もおっしゃっていたように後世に何と残していくかということを第一に考えて、行政も町民も含めて一緒に考えていただければなと思っています。よろしくお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） なぜ、私がこういうことをあなたにお聞きするかといいます

と、決していじめではないです。というのは、あなたが将来性があるから申し上げているのです。本当の真心を持っているとは思っているのです。というのは、この我々の環境経済建設委員会の中でも、一番問題にしたのは署名の重さのことなのです。与論町民の切実なる署名の人数の多さ、そして島外からも非常に心配されて、たくさんの方々から署名をいただいています。だから、こういう問題というのは、ただ島の人だけで考えればいいという問題ではなくて、島に住んでおられる以外の人たちも非常に興味を持たれて、もう一度行ってみたい、あのすばらしい与論島に行ってみたいというそういう思いで、残すべきところは残すべきなのだと、そういう思いで署名されたと思うのです。だから私が申し上げたいのは、そういう思いを我々は常に認識して、今回この検討委員会にもしもあなたが入った場合には、そういう署名された方々の思いに馳せて、全力で何が正しいのか、どうあるべきなのかということで、与論の未来を語っていただきたいということで質問したわけなのです。恐らく私が申し上げたことは、ここにおられるすばらしい与論町を背負って立つ各課長、あるいはまたすばらしい責任者の方々ですので、よろしくお願いしますと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 一昨年あたりから、与論のいろいろなところの土地が買われているとか、いろいろなうわさがいっぱい入ってきたのですが、今年の4月3日に自治日報の報道では、先週南海日日でも海外富裕層の誘致に向けて、奄美群島をモデル地区にしたいということが新聞に載っていたと思うのですが、これは4月3日に自治日報ではもう表明されていて、すでに恐らく去年、一昨年あたりから、そういうものが国の方針で策定されていたのではないかと、その一連の中で与論のこういうすばらしい景観というのが、ある意味非常に重要視されてきて、そういう動向もこれにあったのではないかなと思っているのですが、今、野口議員からも言われたように2,100人以上の署名もありまして、私も一般質問しましたが、是非地権者との利益のこの辺も兼ね合う形できちんとやって、調和を取った形で是非進めていただきたいと。

それと2点目がですね、今度町長選があるわけで、選挙関係ということでいわゆる期日前投票がありますよね、総務企画課長。それで結局期日前投票があるのだから、投票の打ち切りを当日の5時で打ち切ってもいいのではないかと、そういうところが全国に何カ所か出ているんですよ。職員のいわゆる経費削減、この間も高齢者の年金削減があったのですが、そういうところからも経費削減の形でこの辺も御検討していただけたらなと思いますが、以上よろしくお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今の喜山議員さんからの選挙の投票の時間については、ただいまの議案とはちょっと違うのではないかと思いますので、その辺はまた後日検討させていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第40号 令和5年度与論クリーンセンター美ら島焼却炉及び機械設備修繕工事契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第3、議案第40号「令和5年度与論クリーンセンター美ら島焼却炉及び機械設備修繕工事契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第40号、令和5年度与論クリーンセンター美ら島焼却炉及び機械設備修繕工事契約の締結について提案理由を申し上げます。

令和5年度与論クリーンセンター美ら島焼却炉及び機械設備修繕工事について、随意契約により契約を約結しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 先ほどから産業課長、あなたにもう1点質問させていただきます。そして環境課長にも質問させていただきます。なぜ私が質問するかということは後ほど申し上げます。私は、この1億1000万円というお金の契約の話をしているのではなくて、基本姿勢をお聞きしたいと思います。まず最初に環境課長、これだけの修繕をしなければならない理由はどうか認識しておられるのか、どこに原因があったと思われるのか、そこら辺のあなたが持っている認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

建てたのが7年前になりますが、建てた当初から、もう修繕計画というのが10年計画で立てられていまして、一番メインになる焼却炉の中の耐火煉瓦とか、あと灰を出すストーカという設備、あとごみを入れたときの吸塵、押し出す油圧式のポンプですね、もろもろ建てたところが何せすぐ海辺近くなものですから、塩害を含めたそういうものもありまして、当初の建設段階での補修スケジュールでいきますと、大体5年目で2億3000万円ぐらいの補修計画が上がっています。現在、私の方で把握している補修費は、令和4年度で4900万円、5分の1ぐらいですね。本当は5年目に、今年やる予定だったこの整備修繕工事を2年、その間、ちょっとうちの同じ課でし尿処理センターという大きな8億円ぐらいの事業がありまして、とても財政を圧迫させている要因なのですが、それがあったものですから、この2年間ちょっと長引かせて、ちょっとした修繕でごまかしながら今2年持たせているという段階で、ようやくそのし尿処理センターが竣工しまして、財政と相談した上で、今回しなければ今度は給食センターのもろもろいろいろな事業が、もう2年後には控えているということで、今年やらなければもうできないだろうということで、これをしないとたびたび灰の搬出装置とか、そういうコンベアとかが切れて、灰出しができずにクレーンのワイヤーが切れたりとか、そういうので2週間とか1週間その焼却できない状態で炉を止めると、あそこの産業課が管理している堆肥センターの3分の1ぐらい、ごみの山になってしまうのです。ですので、なるべく焼却炉を止めないように、毎日8トンぐらい焼きながら、壊さないように長持ちさせながらということでこの2年間引っ張ってきて、今つくっているのがアクトリーという会社のメーカーでつくっているのですが、これを今実習完了しています。会計年度任用職員5人と職員1人で担当しているのですが、やはり専門知識が

いる施設ですので、その施設管理のプロを今後はお願いして行って、プロが委託管理で上手に回しながら専門知識を持っている人が、また軽微な修理をやりながらやることによって、この１０年間で約２億円ぐらいの修繕費を削減していければなどという考えで、今年１億１０００万円を計上した次第です。

○議長（高田豊繁君）　８番、野口靖夫君。

○８番（野口靖夫君）　細かく御説明ありがとうございます。課長、壊れたんだから仕方がないと思っているような感じの説明、これをコンパクトにそういう感じに聞こえるのですよ、そうではないのだが、そういう気持ちで言うてはいないのですがね、なぜかといったら、我々はこのごみ焼却施設が一番最初にでき上がったときに、環境経済建設委員会でいろいろと揉めました、話をしてきました。いかにすればこの施設がある程度持続的に、できるだけ１年でも長く運転できるだろうかということでも話をしてきたのです。それで中身はどういうことかといいますと、これは焼却施設だから温度が上がり過ぎてもよくない、下がり過ぎてもよくない、だからこの温度の調整というものが非常に大変になってくる。そのためには、まず最初にごみの分別収集を徹底しなければならないのではないかとというのが、まず第１点。もう１点は、１日でごみの収集分別をするのも大変だろうから、町民の方々に御理解いただける啓蒙をしていただきたいと、ごみの分別です。そうすれば、例えばビニールとかいうのは、高温で温度が上がります。だからそういうものを除去して、ある程度燃焼温度を下げられるということとか、そういうことからしてそれを言うてきたのがまず第１点。もう１点は、農業用廃ビニールあるいはまた畜産の飼料を梱包するビニールがありますね、ああいうのをあそこで焼却したら大変だよということで、我々は別途にそういう施設をつくってはどうか、そうしないとこのクリーンセンターは維持できないぞということで、再三委員長報告でも、また委員の中からでも議員の中からでも申し上げてまいりました。だから、申し上げたいことは何かといいますと、先ほど一番最初に言いましたね、産業課長ね、あなたは産業課長になったばかりだから、今一番大事な時期なのです。というのは、そういうのを考える時期に来ているのです。もう前の課長が悪いということではないですよ、けども、あなたは新鮮な気持ちで何が正しいのかというベストな考え方を、ベターな考え方を判断できるのではないかと、冷静に考えていただきたい。そうしないと、この１億１０００万円というお金を投じて修繕しても、またすぐ同じことが起きてきますよ。これは間違いないです。そういうことからして環境課長と産業課長は、その農業廃ビニールは島外に送ればよいということに今なっていますが、そういう問題で解決できない。やはりどこの市町村でも自治体でも、自分で出したごみは自分で焼却しないと、自分で処理しないと、それは当然のことなのです。いつ

か突っ返されますよ。我々与論島の産廃もそうでしょう、だから新しくつくったでしょう。だからどこの自治体でもどこの市町村でも、よそのごみを受け入れることはいつまでも続くものではない。そうであるならば、最初から最後までということで考えていかないといけないということを、まず頭の中に基本として考えておかねばならないのではないかと私は思うのです。どうですか産業課長、どう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答えします。

すみません、私がまだ不勉強なもので廃ビニールについては、ただいま町並びにJAも負担金を出して、島外に送っています。それについては、その始まった経緯としてのところはまだ勉強できておりませんが、おっしゃるように、燃やすことで炉を傷める、ビニールで高温になるということで、結果そういうことに至っていると思います。今、負担金を計上しているところを例えば10年スパンで考えたときに、建設できる費用というのは捻出できるのではないかという議論も、もちろん廃ビニール協議会の中でこの間も出ました。ただそのおっしゃるように、ビニールを燃やすと非常に高温になって炉が傷むということで、今清掃センターの炉が傷んでいるということを考えた場合に、これからちゃんと試算をしないといけないと思うのですが、自前で施設をつくってビニールを燃やすことで完結はできると思うのですが、そこで完結して、そこにランニングがどのくらいかかってくるのか、どのぐらいのスパンで、またその炉を替えないといけないのかというところまで見据えて、ではどのぐらい必要になってくるのかというのを1つ出した上で、この廃ビニールを今島外処理しているところとの費用対効果を検討した上で、進めていく必要があるかと思っています。ただもちろん建設に向けた検討というのも進めた上で、どちらかというのは考えていく必要があるかと思っています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） なぜ私がこういうことをあえて言うかといいますと、今与論町から送っている廃ビニール、これを受け入れている町村、これはそこまで名前は言いませんが、そこでどういう問題が起きているかということをまずわからないといけないわけですね。というのは、それは3町でもって1つの施設を見つけてやっているのですよ、処理をするために。そしてその3町の方で、今度そこがいっぱいになったら次はどこへ持っていこうかとそれでまた議論して、誰だって自分のところは嫌だと、ただけどうちのごみは処分してほしいというこういう考え方になるのです。だから、先ほどから申し上げているのはそうなのです。だから、近いうちに断られますよ、もうそういう情報が入っていますよ。だからこそ、今のうちに考えな

ければならないのではないですかということが、まず第1点。先ほど農業用廃ビニールとその飼料を巻くビニール、これを出しましたが、あれはね、普通の袋の中に入れてやった場合では、中に入っているかどうかわからないのです。それをそのまま焼却炉の中に入れて、燃やす可能性があるのです。現実的に私も見たことがあるのです。だから、皆さんはそれを取り出して必ず島外に送っているんだということで答弁されるかもしれませんが、そうではないのですよ。中にはそういうのもあるのです。それと肥やしを入れたビニール袋があるでしょう、さとうきびに肥やしを入れた後のビニール、あれもそうですよ、あれも普通のごみに丸めてから押し込んだら、我が与論町民はそういう悪いことはしないと私も信じたいのですが、そういう現象が起きるからこそ、炉の中の温度が上昇して非常に機能不全になって故障が起きるんだということを申し上げたいのです。そこをわからなくてはこういう問題は解決しない、他人事では駄目なのです。だから先ほどから申し上げたように、他人事でものを解決しようと思ったら大間違いですよ。自分の我が町のこれだけ1億1000万円ですよ、あれをつくるときには何十億円近くですよ。そういうものを簡単に我々は、できるだけ1年でも長く使っていくことが大事ではないですか。そう思うときに、私は本当にみんなで考えるべき時期が来ているのではないかなということです。だから、本日のこの契約に関して何だかんだ申し上げるつもりはありません。壊れたものは修繕しないと使えません、それぐらいわかっています。では大馬課長。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 今の廃プラ関係の部分も含めて、ちょっとお答えさせていただきます。先日廃プラの処理の会議に出まして、現在33トンか34トンぐらい出していたと思うのですが、年間400万円ぐらい、そして農家自己負担はキロ80円、トンに直すと8万円です。町全体としてはその30トン余りを400万円余りで処理をしていますので、トン当たり13万円かかっています。そのうち町が60万円、農協が60万円、年間120万円の補てんをして農家負担がキロ80円、トンに直すと8万円です。現在与論のクリーンセンターのざっくりですが、ごみの1,800トンいかないぐらい燃やしているのですが、ざっくり2,000トンと計算しまして、トン当たり3万円、これで6000万円が大体の年間のコストです。現在、修繕とか計上していますので2億円近くになっていますが、通常は6000万円から7000万円、これが燃やすための人件費、燃料費、電気代。ただ、昨今電気がひと月120万円だったのが、百五、六十万円とか多いときでひと月180万円ですね、そのぐらいちょっと高騰しているのです、すごく財政を圧迫しているのですが、先ほど野口議員の方から言われました廃プラそして材木、これ

が炉を傷める原因になっています。法律では800度から1000度ぐらいで焼けば、ダイオキシンの抑制になるということで、温度を800度以上で焼きなさいと法で定められていますので、私どもの方は850度から1000度の間、これで焼くように心がけています。ただ、年間漂着ごみ、うきとかそういった廃プラが50トンで木材等を含めると、やはり100トンぐらいあります。今いろいろ家をつくったりして廃材が出ますが、家1軒30坪あたりぐらいを解体したときに、大体10トンぐらい木材が出ます。税務課で調べますと、平均で年10軒ぐらい新築の届出があるということなので、10トン×10軒で100トンで、それに産業課でやっている廃プラの方が30トン、うちが漂着ごみ、海洋プラの50トン、そういったものを含めまして大体200トンですね。200トンをうちのクリーンセンターのランニングコスト、トン3万円で掛けると600万円ですね。これがその廃プラを含めて木材関係、建築関係の資材が年に200トン出るとして600万円。現在、町と農協で1年に120万円出しています、20年かけますと2400万円です。プラスチック、産業廃棄物用のプラスチックを1日1トンぐらい焼けるごみ焼却炉が大体2000万円ぐらいです。私がちょっとメーカーに問い合わせ、見積もりを取りましたら2000万円弱でした。若干ちょっとまた高騰しているかもしれません。24年間補助をずっと出し続けるのか、2000万円出してそれを買うか、そしてランニングコストを考えると、今の農家負担はトン8万円です。それがトン3万円の経費になるということは、農家負担は8万円から3万円に減ります。町の負担は1回きりです。そういうふう、この間の会議のときに提案させていただいたのは、ただ与論町は一般廃棄物の資格、免許は持っていますが、産業廃棄物の免許は一般企業の方に県知事免許が下りることになっています。なので、もし与論町がその焼却施設を買うというよりは補助金を立てまして、運営管理会社、例えば農協さんとか県ユウレンが、組合とかそういう産業廃棄物の団体をつくって、その管理委託を受けるという形を取れば、そこに対しての施設整備の補助金というのは出せる可能性は出てくると思います。だからこういったものを奄振の事業なり、大島支庁の方にも地域振興の予算が1億円ぐらいあったと思いますが、そういうのを産業振興の方と環境の方と、もろもろ懇親会なり懇談会で意見交換会をしていって、県議会の皆様にもお願いをしながら、そういう離島におけるごみ処理の課題と問題点ということで、今後またいろいろ事業をみんなで考えていければと考えています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 総務企画課長、あなたが日々頭を悩ませているのはわかります。大変ですね確かに、大変だと思う。空港はつくらないといけない、港はつくら

ないといけない、給食センターはつくらないといけない、全てもう金、金ですからね、それはもうあなたの苦労はわかります。だからこそ、我々は財政に非常に厳しいこの本町においては、やはり知恵を出し合って、いかにすればその少ない財源で持続可能な与論町をつくっていくかということを考えなければならないと思うのですよ。先ほどから申し上げるのはそこなのです。だから今大馬課長から説明がありましたが、お互いにこれからまた委員会の方で、2人だけで話をするわけにはいきませんから、委員会に産業課長も所管ですから、環境課長もお許ししますから一緒に考えて、前向きに今の問題を考えていきたいと思いますので、ひとつ総務企画課長のバックアップをよろしく願いして、答弁は要りませんのでお願いしますね。終わります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この修繕工事の内容について、炉内耐火物補修とかいろいろあるのですが、これが1億1000万円と。簡単な話が1億1000万円という金額をこれだけを補修するというものを、環境課の方でなぜこれだけかかるかというチェック能力はないでしょうね、ここまで詳細にするとしたら。それで、この焼却炉が稼働を始めてから3年目ぐらいに、そこで働いている島外の方とちょっと話す機会があったのですが、そのときの話が、「こういう塩害が強いところで、何でもこういう素材を使うのかね。」と言われたのですよ。要するに、設備を修理するにしても、少し耐久性のあるものを使うのか、あるいはそれはもう鉄で済ませてしまえという形になるのか、その辺のチェック能力は全くないわけですよ、もう業者のやりたいままという感じで。こんなことをしていたら、いくらでも修理費が上がるのではないかと、この点をどういう形で解決できるのかなと。それから修理とか運転の10年計画とかいろいろされているということなのですが、是非この資料を後で議会に提出はお願いできないですか。もう稼働して2、3年ぐらいからずっと修理が入っているのですよね、こまごまと。この辺の合計とかね、今までどういうお金がかかったか、その辺も是非後で資料をお願いします。答弁は簡単で結構です。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

平成29年度にできまして、1年目、2年目、3年目までで計画では4億3000万円ぐらいですが、実際は4900万円ほどかかっています。5年までのを計算しますと2億3168万1000円の計画に対して、令和4年度までの実績は4900万円の修理代になっています。今、御指摘のあった材料とか機材、施工方法等に関しましては、できる範囲でこちらの方からちょっと指示をしまして、給油管の配管、鉄の塗装、ペンキ塗りだけの施工だったものをちょっと穴が開きましたの

で、施工時にその露出の保護シールを全部巻かせるようにしました。そのような感じで塩害をちょっと防げるところは防げるような施工に、去年からちょっと施工方法を変えてさせるようにしています。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、令和5年度与論クリーンセンター美ら島焼却炉及び機械設備修繕工事契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、令和5年度与論クリーンセンター美ら島焼却炉及び機械設備修繕工事契約の締結については、可決されました。

—————○—————

日程第4 陳情第5号 与論島国立公園の開発に反対する陳情書について（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第4、陳情第5号「与論島国立公園の開発に反対する陳情書について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第5号、与論島国立公園の開発に反対する陳情書」の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、第1回目に6月12日月曜日午後3時15分から全委員出席のもと開催し、2回目に6月14日水曜日午前10時から全委員出席、執行部から大馬環境課長に参与を求め、委員会室において審査いたしました。

本陳情は、国立公園区域内における自然環境保全に関することであり、次世代へ向けた循環型社会の実現による、調和を持った島づくりにつながることを願ってのことです。

審査に当たって、次のような意見がありました。景観マスタープラン策定の必要性、自然環境の維持と保全、大規模施設の開発と抑制、景観づくり啓発活動の推進、国立公園（海岸）周辺地域の開発と保全等についてです。

与論町における景観まちづくりビジョンの策定とそれに即したマスタープランを策定し、その中で自然公園内地区と景観重点地区（海岸周辺地域、昔ながらの景観保護地域）及び、一般景観保護地区（集落住宅地域、農業振興地域）と商工水産業振興地区（商店街活性化推進地域）とに分け、建築工作物の高さや規模・色・デザイン・植栽等、自然環境の保全と景観との調和に配慮した適切なルールづくりが必要だと、多数の委員からの意見がありました。

また、国立公園地域内の船倉地区の開発は、自然の保全や生物保全に多大な影響を与えることが予想される。町民多数の賛同署名の重みをしっかり受け止める必要がある。与論島にきた人がまた来たくなる島づくり、観光と人が両立できる島になってほしいとの意見でありました。

採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第5号、与論島国立公園の開発に反対する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第5号、与論島国立公園の開発に反対する陳情書についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、与論島国立公園の開発に反対する陳情書については、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第5 陳情第6号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第5、陳情第6号「義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第6号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月12日月曜日午後3時から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情です。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられ、今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要であり、さらに、萩生田前文科省大臣も、改正義務基準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置等を行っている自治体もあることから、自治体間の教育格差が生じることは問題であり、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担率を引き上げることは必要であり、その旨を国に対し意見書を提出することとして、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第6号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第6号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第6 発議第1号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（高田豊繁君） 日程第6、発議第1号「義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第1号。提出者、林隆壽。賛成者、野口靖夫、賛成者、大田英勝。

義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書。上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられ、今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要であり、さらに、きめ細やかな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠です。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあることから、自治体間の教育格差が生じることは問題であり、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担率を引き上げることは必要であると考えます。よって、国会及び政府におかれましては、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から2024年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう意見書を提出いたします。

記。

1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、発議いたします。

○議長（高田豊繁君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）

○議長（高田豊繁君） 日程第7、所管事務調査報告を議題とします。

総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定いたしました。

総務厚生文教常任委員長の発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 所管事務調査報告。総務厚生文教常任委員会。

総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について御報告を申し上げます。

近年、全国的に少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化が問題になっています。これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、障がい者の地域移行、見守りが必要な人が増加するなど、地域の福祉課題が徐々に拡大していく社会的状況にあります。

本町では、少子高齢化等による人手不足・人材不足による経済活動の衰退が懸念される中、全国でデジタル推進、DXの取り組みがなされている昨今、肝付町においては、いち早くデジタル推進及びDXの推進に取り組み、各課から選定した職員をデジタル課に併任し、職員を招集し、会議を定期的に行い、進捗状況や課題の把握などの具体的な取り組みを行っています。

与論町議会においては、ペーパーレス化に取り組み、コストダウンと脱炭素化へのサポートの取り組みを推進し、また、人手不足による与論町役場職員の日常業務の遂行にも困難を来し、長時間労働やもろもろの心的負担を強いられる状況を改善、働き方改革推進の一助となることを目的とし、5月16日に鹿児島市で開催された市町村議会議員研修会開催の機会を捉え、総務厚生文教常任委員会メンバー5人、議会事務局長、行政より町本総務企画課長、町聡志課長補佐、光翔史係長の3人、総勢9人にて、鹿児島県肝付町において、デジタル推進及びDXの推進の取り

組みについて下記のとおり所管事務調査を実施いたしました。

5月17日、ジャンボタクシーにて8時に宿泊ホテルを出発、桜島フェリーを利用し、10時10分頃に肝付町役場に到着、10時30分から12時まで、肝付町役場会議室にて研修を行いました。永野和行町長より、来町歓迎の御挨拶をいただきました。その後、小森勝洋デジタル推進課長より概略の説明をいただき、中窪悟デジタル推進課長補佐より具体的な説明、研修を受けました。

1、肝付町の概要

平成17年7月に旧高山町と旧内之浦町が合併、鹿児島県本土の南東部、大隅半島の東部にあたり、肝属郡に属し、ロケット打ち上げ施設（内之浦宇宙空間観測所）があることで有名です。現状は、人口1万4109人で、高齢化率が42.9%、面積が308平方キロメートルで、人口密度平方キロメートル当たり43.5人の町であり、役場職員が205人（内、デジタル推進課4人）。さつまいも等の土地利用型農業や畜産、漁業等の第一次産業が基幹産業です。

2、DX推進体制について

デジタル推進体制として、令和3年10月1日に行政組織規則でデジタル推進担当の設置の規定を定め、次のような規定内容となっています。

第5条の2、課にそれぞれデジタル推進担当及び広報担当を置く。

2、デジタル推進担当は、デジタル推進課長の命を受け、課の事務のうちデジタル化に関する事項について、課内調整及び進捗管理並びに他の課との連携及び調整に関する事務を処理すると規定している。

また、係長、主幹級（40歳代）の職員17人で構成し、部門横断的に人員を配置、定期的な会議を通じてそれぞれのデジタル化の状況を共有するとありますが、人事異動や不得手の人もいる、忙しい業務もある、課に戻ると課内の意識を揃えることすら難しいのが実情であるとのことであり、たまに集まってデジタル化について話す程度では取り組みは進まない。まずはみんなできることをやる、のかけ声で取り組んでいました。

3、自治体のDXの重点取り組み事項

- (1) 自治体情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体のAI・RPA（ロボティックプロセスオートメーション）の利用促進

（RPAとは、事務系の定型作業を自動化・代行するツールのこと）

(5) テレワークの推進

(6) セキュリティ対策の徹底

まずは、D Xというレベルではない仕事での環境を変えて、職員の能力を最大化に実現することを当面の課題として推進されておりました。

4、D X推進基盤の整備

テレワークの推進として、独自の情報セキュリティモデルの検証環境を利用してデジタル人材の育成研修を実施している。

これまでの報告については、肝付町の自治体行政の取り組みについての報告でありましたが、与論町としては、今後全体的に専門的な知識等のスキルアップや根気強い対応等が要求されると予想されます。したがって、与論町の行政サイドのD X取り組みに対する本気度が要求されると考えます。今後の対応について、庁舎内外においての人手不足や働き方改革の促進等、そして最大の目的である、町民への利便性を追求したきめ細やかな行政サービスの提供、財政負担軽減等を具現化するための活動に御期待申し上げます。

さて、与論町議会の所管事務調査の目的である、肝付町議会におけるD Xへの取り組みについて御報告いたします。

肝付町議会における情報通信端末（P C）導入の取り組み。

1、情報通信端末（P C）導入の経緯

(1) 令和3年6月定例会にて「情報通信機器導入等に関する調査特別委員会」を設置

(2) 令和3年6月15日の特別委員会で、「情報通信機器を導入する方向」であることを確認

以後、導入に向けて、タブレットを使ったデモンストレーションや先進地（曾於市）への行政視察をリモート利用で実施を行っています。

令和3年12月定例会へ特別委員会報告書を提出。

①令和4年度当初予算に導入経費を計上すること

②導入の決定、導入時期の決定がなされたので、特別委員会を閉じること

を報告されています。その後、令和4年4月に町議会議員改選に伴う選挙を行い、新メンバーで改めて導入の確認を行い、令和5年3月に議員へ情報通信端末（P C）を貸与されています。

2、情報通信端末（P C）について

先進地行政視察を実施した時点では、導入する端末を「タブレット」と考えていたが、令和4年10月に肝付町がグーグルのクロームブック（タブレットとパソコン併用した機種）を導入したため、議会においても同様の端末がよい

のではないかと議論があり、結果、クロームブックを導入することとなり、端末については、ノートパソコン（タッチパネル使用可・W i - F i + セルラーモデル）となった。また、文書共有システムについては、「グーグルワークスペース」を使用しており、文書共有のほか、スケジュール管理や会議等の開催通知送信などを行っているとのこと。

3、導入に当たり整備した規則等について

情報通信端末（P C）を導入するに当たり、次の規則等を整備されています。

- （１）議会会議規則の一部改正（オンラインによる方法を活用した会議、議場における情報機器の使用）
- （２）議会オンラインによる方法を活用した会議に規程
- （３）議員全員協議会規程の一部改正（開会方法の特例）
- （４）議会における情報通信機器使用の取り決め

4、導入後の課題等

導入後２カ月しか経過しておらず、本会議での端末（P C）使用は、実施しておらず、本会議については、しばらくの間は紙資料との併用で進める。委員会等については端末（P C）のみでの実施をしており、紙との併用での実施となっています。

今後は、本会議、委員会等とも完全ペーパーレス化に向けて、繰り返し研修等を実施していく予定とのこと。肝付町議会としての課題は、議員の取り組む姿勢に大きな差があることであり、取り組みの悪い議員を「よい議員」にするための活動が一番の課題であるとのことでありました。

考察。

今、多くの民間企業が始めている人手不足対策・解消法について、

- １、テクノロジー活用による業務プロセス改善
- ２、外部委託によるアウトソーシング
- ３、人材育成への投資
- ４、労働条件の改善
- ５、職場環境の改善
- ６、女性やシニア積極採用
- ７、障害者の積極採用
- ８、外国人の積極的採用

などの対策が促進されています。

今後の与論町議会のペーパーレス化推進については、時代の変革に対応するため

の取り組みを本格化していく時期が到来していると感じます。議会ができるデジタル化、DXの取り組みでつくる、ペーパーレス化による経費の削減や脱炭素化へのSDGs対応の一助となるような取り組みの強化が必要であると痛感いたします。議会が率先してDXの取り組みを促進することにより、与論町が直面している課題の解決への一歩となるよう取り組む必要が急務であると考察いたします。

5月18日の与論行き航空便が与論島上空の天候不良のため欠航となり、19日の航空便にて帰島することとなりました。

なお、これまでに鹿児島島の調査を実施する際に、各方面より御指導、御協力、御助言をいただき、無事に所管事務調査を終了しましたことに対し、各方面の関係者へ心より感謝を申し上げ、以上で所管事務調査報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の発言を終わります。

—————○—————

日程第8 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第8、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会・共同納骨堂建設促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 先ほど、私、高田豊繁は議員の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。副議長において議事を進めていただく、高田豊繁君の議員辞職についてを日程に追加し、日程第9として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

高田豊繁君の議員辞職についてを日程に追加し、日程第9として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後４時４２分

再開 午後４時４５分

-----○-----

○副議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第９ 高田豊繁君の議員の辞職について

○副議長（沖野一雄君） 日程第９、高田豊繁君の議員の辞職についてを議題とします。

本件は、会議規則第９８条の２項を準用する第９９条第２項の規定により、討論
を用いないで会議に諮ることになっています。

お諮りします。高田豊繁君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

高田豊繁君の議員の辞職を許可することに決定しました。

-----○-----

○副議長（沖野一雄君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和５年第２回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後４時４６分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高 田 豊 繁

与論町議会副議長 沖 野 一 雄

与論町議会議員 林 隆 壽

与論町議会議員 野 口 靖 夫